

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画



ひと
～人・かがやきプラン～

令和4（2022）年3月改訂

東広島市・東広島市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 計画の位置付け	2
2 計画目標	3
3 計画推進の視点	3
第1章 人権尊重の理念	4
第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方	5
1 人権教育	
2 人権啓発	
第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	6
1 学校等	
2 地域	
3 家庭	
4 職域	
第4章 普遍的な視点からの取組み	7
1 人権教育	7
（1）学校教育	
（2）社会教育	
2 人権啓発	8
（1）内容	
（2）方法	
第5章 重要課題への取組み	10
1 女性	11
2 子ども	13
3 高齢者	15
4 障害者	18
5 同和問題	20
6 外国人	22
7 感染症患者等	24

8	インターネットによる人権侵害	28
9	その他	30
第6章	人権の推進に関わる者に対する研修等	32
第7章	総合的かつ効果的な人権教育・啓発の推進	34
1	教育の推進及び啓発行事の開催	
2	教育・啓発資料の作成と配布	
3	教育・啓発に関する調査研究	
4	担当者の育成	
5	マスメディア及びインターネット等情報関連技術の活用	
第8章	推進体制の確立	36
1	推進体制	
2	各機関等との連携・協力	
3	計画のフォローアップ及び見直し	
―資料―		
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	38
	「人権教育・啓発に関する基本計画」	40
	「広島県人権教育・啓発指針」	76
	「広島県人権教育推進プラン」	80
	「広島県人権啓発推進プラン」	82
	「東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会規則」	108

本計画に関連する法律一覧

正式名称	通称・略称	公布日	掲載ページ
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権教育啓発推進法	平成27年8月1日	1, 2, 5
部落差別の解消の推進に関する法律	部落差別解消推進法	平成28年2月16日	1
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法	平成28年4月1日	1
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	ヘイトスピーチ解消法	平成28年6月3日	1, 22
教育基本法	教基法	平成18年12月22日	5, 13
男女共同参画社会基本法	－	平成11年6月23日	11
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	DV防止法	平成13年4月13日	11
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法	昭和47年7月1日	11
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	女性活躍推進法	平成27年9月4日	11
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー規制法	平成12年5月24日	11
児童福祉法	児福法	昭和22年12月12日	13
いじめ防止対策推進法	いじめ防止法	平成25年6月28日	13
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童ポルノ禁止法	平成11年5月26日	13
子ども・若者育成支援推進法	－	平成21年7月8日	13
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	－	令和元年6月26日	13
高齢社会対策基本法	－	平成7年11月15日	15
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	高齢者虐待防止法	平成17年11月9日	15
障害者基本法	－	昭和45年5月21日	18
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法	平成23年6月24日	18
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法	平成25年6月26日	18
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法	平成17年11月7日	18
部落差別の解消の推進に関する法律	部落差別解消推進法	平成28年12月16日	20
出入国管理及び難民認定法	入管法	昭和26年10月4日	22
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	技能実習法	平成28年11月28日	22
らい予防法の廃止に関する法律	－	平成8年3月31日	25
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	ハンセン病問題基本法	平成20年6月18日	26
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	－	令和元年11月22日	26
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防法	平成20年6月18日	27
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	ブロバイダ責任制限法	平成13年11月30日	28
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法	平成15年5月30日	28
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年インターネット環境整備法	平成20年6月18日	28
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	アイヌ施策推進法	平成31年4月26日	30
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性同一性障害特例法	平成15年7月16日	30

はじめに

私たちは、だれでも夢や希望や意欲を持ち、「社会の中で持てる能力を十分発揮したい。」「生命を輝かせて、幸せに暮らしたい。」と願っています。

このような願いを、人間の権利として確立していくために、人々は長い歴史の中で、たゆまない努力を続けてきました。「人権」は、一人ひとりにとってかけがえない尊いものであり、人間として生きていくうえで欠かすことのできないものです。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する施策が講じられてきましたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、不当な差別など、様々な人権侵害がなお存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化等に伴い、人権に関する新たな課題も生じており、平成 12(2000)年 12 月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

いまだに残る差別を解消するために、平成 28(2016)年には、差別の解消を目的とする人権 3 法（部落差別解消法・障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。東広島市におきましても、すべての市民の人権が尊重され、ともにあらゆる分野へ参画し、個々の能力を十分発揮することができるまちづくりをめざして一層の努力を重ねていく必要があります。

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画（以下「基本計画」という）は、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として、平成 15(2003)年 11 月に策定し、平成 22(2010)年 3 月に見直しを行いました。

前回の改訂から 12 年が経過した現在、性的指向や性自認に対する関心の高まりなど社会情勢の変化や、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害といった新たな課題への対応に加え、多文化共生と国際化を推進する本市におきましては、外国人の人権問題についても、取組みの強化が必要となっています。

今回の改訂は、本市を取り巻く情勢と、より複雑化する人権問題に対応するために行ったもので、改訂にあたっては、令和 2(2020)年度に実施した「東広島市人権に関する市民意識調査・事業所意識調査（以下、市民を対象に実施した調査を「市民意識調査」、事業所を対象に実施した調査を「事業所意識調査」という。）」の結果を参考にしました。

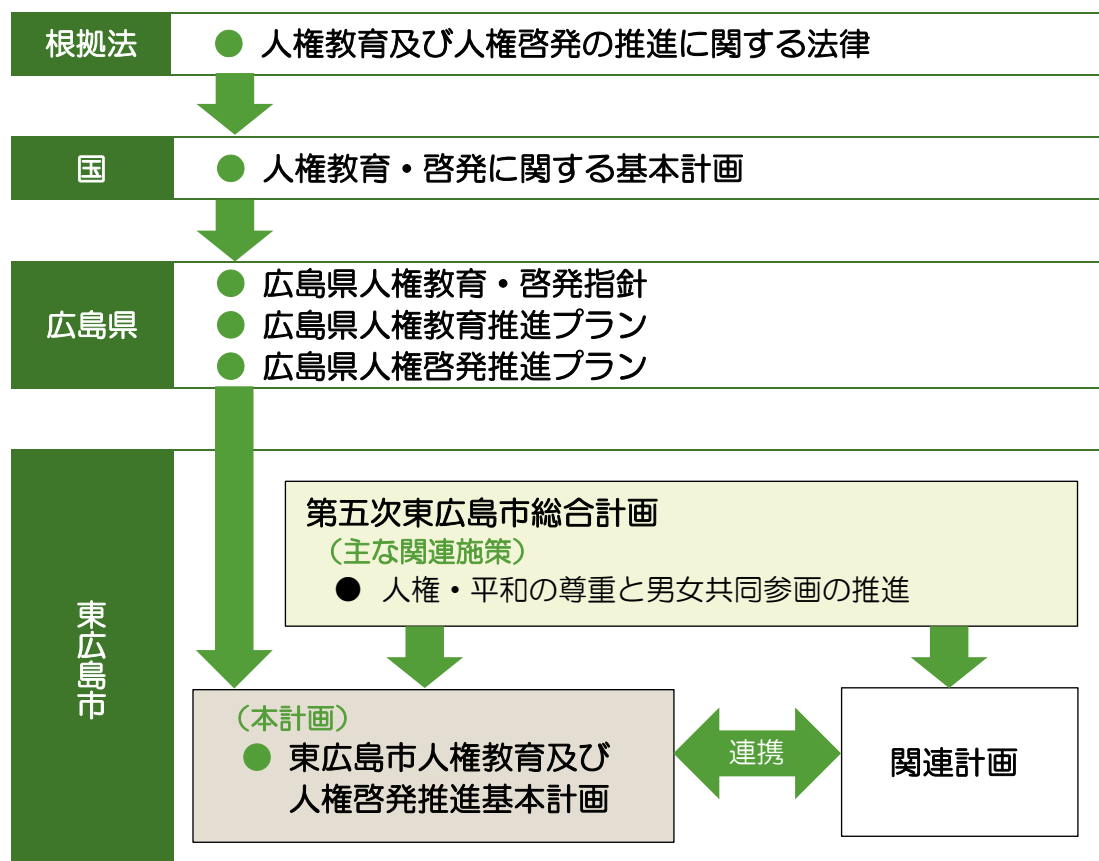
1 計画の位置付け

基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくことを意図して策定したものです。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14(2002)年 3 月策定・平成 23(2011)年 4 月改訂）」、「広島県人権教育・啓発指針（平成 14(2002)年 5 月策定）」及び「広島県人権教育推進プラン（平成 14(2002)年 12 月策定）・広島県人権啓発推進プラン（平成 14(2002)年 11 月策定・令和 3 (2021)年 3 月改訂）」に沿って、中・長期的な展望に立ったものとなりました。

また、「第五次東広島市総合計画」の趣旨を踏まえるとともに、「第 3 次東広島市男女共同参画推進計画」など他の個別計画とも連携した内容となっています。

【計画の位置付け】



2 計画目標

基本計画は、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、様々な人権問題を自らの問題として正しく認識するとともに、日常の生活において、互いに人として尊重し合い、一人ひとりが生き生きと暮らし、本市に生きることを誰もが誇りにできる地域社会づくりを目標とします。

3 計画推進の視点

基本計画は、次の視点に留意して推進します。

- ① すべての人の人権が尊重される社会づくりの視点
- ② 生命・個性の尊重のみならず、例えば異文化理解なども含めた、人権を幅広くとらえる視点
- ③ 自他の人権を共に生かす視点
- ④ 学校、地域、家庭、職域など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する視点

第1章 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

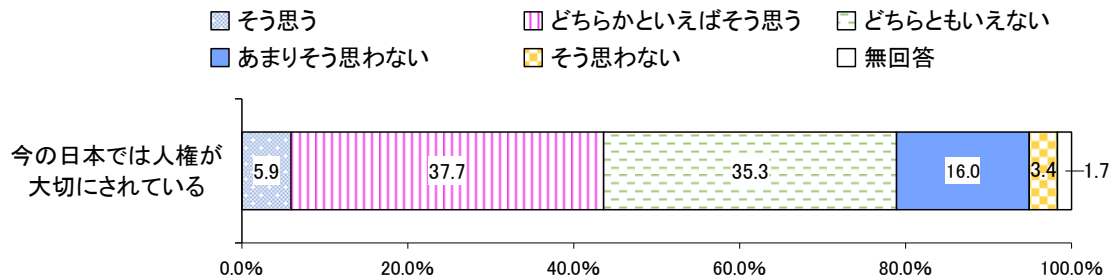
すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権がかけがえのない権利として、尊重されることが必要です。

そのためには、すべての個人が、人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に尊重し合うことが求められます。

「今の日本で人権が大切にされている」と思う人の割合 (回答者 881 人 ※「市民意識調査」の回答者数は全て同じ)

今の日本で人権が大切にされていると思う人の割合は 4 割超でした。

効果的な意識啓発と教育を継続的に行い、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高めていく必要があります。



「市民意識調査」より

市民意識調査の概要

(1) 調査対象者

東広島市内に居住している 18 歳以上の男女 2,000 人
(住民基本台帳から無作為に抽出)

(2) 調査方法

郵送による調査票配付・回収

(3) 調査期間

令和 2(2020)年 11 月 18 日(水)から令和 2(2020)年 12 月 18 日(金)まで

(4) 有効回収率

44.1% (有効回答数 881)

第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方

1 人権教育

人権教育は、市民一人ひとりに人権尊重の精神を育むことを目的としています。

「人権教育啓発推進法」において、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義され（第2条）、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（第3条）推進されるべき旨述べられています。そのために人権教育は、日本国憲法及び「教育基本法」並びに国際人権規約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、生涯学習の視点にたって、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、相互の連携を図って実施していく必要があります。

2 人権啓発

人権啓発は、市民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動です。

人権啓発活動は、市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それらの認識が日常生活の中で、確実に根付くようにするために、総合的かつ効果的に行う必要があります。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

学校等では、それぞれの教育目標の実現をめざして、幼児・児童・生徒の発達段階に即しながら、幼稚園教育要領及び小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領（以下「学習指導要領等」という。）に基づいて教育活動を行う中で、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、豊かな感性を育み、確かな人権感覚の育成に努めます。

2 地域

地域では、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識の高揚に努めます。また、地域は、住民がお互いの人権を認め合いながら日常の生活を営む「共存の場」です。そのため、人権尊重の理念が日常生活の中に根付くように多様な学習機会の充実を図ります。

3 家庭

家庭は、全ての教育の原点であり、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、重要な役割を果たす場です。このため幼児・児童等の保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、相談窓口及び関係機関等についての情報の提供など、家庭教育の支援にむけた取組みの充実を図ります。

4 職域

民間企業等の人権啓発推進に果たす社会的役割は大きいものがあり、事業所内における人権啓発活動への取組みに対し、支援・協力を行います。

第4章 普遍的な視点からの取り組み

1 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点にたって、幼児期から高齢者までの諸段階に応じ、地域の実情も踏まえて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

(1) 学校教育

平成 27(2015)年に学習指導要領が一部改訂され、道徳の時間が、「特別の教科 道徳」として位置づけられました。この改訂の背景には、深刻ないじめの問題、情報通信技術の発展、子どもを取りまく地域や家庭の変化、与えられた正解のない社会情勢などがあります。

令和元(2020)年に全面改訂された新学習指導要領では、何を学ぶだけでなく、どのように学ぶか、何ができるようになるかも重視して、子どもたちの「生きる力」を育むことを目指しています。

学校教育においては、それぞれの学校の教育目標の実現に向けた教育活動の中で、幼児・児童・生徒が社会生活を営む上で必要な知識、技能及び態度の習得を通して、人権尊重の精神が涵養される必要があります。そのため学習指導要領等に基づき、人権尊重の理念について正しく理解させるとともに、学習内容を創意工夫し豊かな感性の育成を図ります。

そのために次のことを推進します。

- ① 道徳及び総合的学習をはじめとする各教科において、心に響く学習内容の創造と指導方法の工夫・改善を図ります。
- ② 社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験学習の機会の充実を図ります。
- ③ 人権に対する教職員の理解及び指導力の向上に向けた研修の充実を図ります。

（２）社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の機会の充実を図ります。その際、人権に関する学習では単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活における態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることが重要であることに留意します。

そのために次の施策を推進します。

- ① 教育の原点である家庭教育への支援の充実を図ります。
- ② 地域に身近な施設である地域センター等の社会教育施設を中心とした学習の場の充実を図ります。
- ③ 参加体験型研修会の提供等、学習プログラム¹の開発に努めます。
- ④ 指導者の養成及びその資質の向上等、推進体制の充実を図ります。

2 人権啓発

人権啓発は、市民から幅広く理解と共感が得られることが肝要であり、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発活動が重要です。こうした視点にたち、次のことに配慮する必要があります。

（１）内容

① 基本的な知識

憲法をはじめとした人権に関する国内法及び国際条約の周知など、基本的な知識の習得を図る。

② 生命の尊さ

生命の尊さや、個々の人間がかけがえのない存在であることを真に理解し、他人との共生・共感の大切さを実感してもらえる。

③ 個性の尊重

お互いの異なる個性を前提として違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける。

¹ 学習プログラム／学習の課程、その展開。

(2) 方法

① 発達段階に応じた啓発

人権啓発は、その対象者の理解度に合わせた啓発を行うことが重要であり、対象者の発達段階に応じて、手法を創意工夫することが必要です。また、対象者の家庭、学校、地域及び職域などの日常生活における経験などから、自分の課題として実感できるものを取り上げる必要があります。

② 具体的な事例を活用した啓発

その時々为社会問題など、具体的な事例を取り上げ、自由に議論することは、啓発を受ける側にとって関心を持ちやすく、自身の経験を通して身近に感じることができ、人権尊重について正しい知識及び感性を練磨する上で効果が期待されます。なお、この場合、社会的弱者の立場に立った啓発に心がける必要があります。

③ 参加型・体験型の啓発

これまでの人権啓発の多くは、著名人や学識経験者による講演会、研修会であったり、啓発映画、啓発ビデオの放映等によるものであり、人権に関する知識や情報を伝えるという点では、一定の効果がありましたが、さらに啓発を進めていくには、人権問題を鋭くとらえる感性や日常の生活の中で態度や行動に現われる人権感覚を体得するという参加型の啓発手法を採用することも必要です。

④ インターネットを活用した啓発・研修

人権課題に関する情報取得の方法として、インターネットの活用が増えていることに加え、情報技術の発展により、WEB会議システム等を活用したセミナーなどのイベントが増えている状況を踏まえ、スマートフォンなどの身近な端末を使って、気軽に人権に関する学習ができるよう、インターネットを使った啓発や研修に取り組むことで、より幅広い層に人権意識を浸透させることができます。

第5章 重要課題への取組み

平成 14(2002)年 3 月に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、普遍的な視点からのアプローチとともに、現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌ²の人々、外国人、H I V³感染者やハンセン病⁴患者等をめぐる様々な人権問題や、インターネットによる人権侵害が重要課題となっています。また、平成 23(2011)年 4 月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、取り組むべき人権課題の一つとして「北朝鮮当局による拉致問題等」が新たに追記されました。

近年は、性的指向⁵・性自認⁶等に関する人権問題、ホームレスの人々をめぐる人権問題、人身取引等の新たな人権課題も生じています。

このような人権をとりまく情勢を踏まえ、各人権課題の解決に向けた取組みを推進します。

² アイヌ／「人間・ひと」を意味し、アイヌ語では、「ほんとうに立派な人」という使い方をする誇り高い言葉。

³ H I V／Human Immunodeficiency Virus の略語。外部からの病原体に対する抵抗力を支える抗体をつくるリンパ球に取り付いて増殖し、その細胞の働きを壊すウイルスのことで、感染力はウイルスの中でもきわめて弱い。

⁴ ハンセン病／1873 年にノルウェーのハンセンが発見した「らい菌」の感染によって、皮膚とおもに皮膚や筋肉に張りめぐらされた神経（末梢神経）などがおかされる病気。

⁵ 性的指向／人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

⁶ 性自認／自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念

1 女性

日本国憲法では個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに家族関係における男女平等についての明文の規定を置いています（第14条及び第24条）。また、「男女共同参画社会基本法」、「DV防止法」、「男女雇用機会均等法」に加え、平成27(2015)年9月には「女性活躍推進法」が施行するなど、女性を取り巻く法的な環境整備は進んでいます。

本市では、こうした状況を踏まえ、令和2(2020)年3月に「第3次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）」を策定しました。

しかし、令和2(2020)年度に実施した「市民意識調査」において、「女性の人権についてどのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、半数が「男女の固定的な役割分担意識」、4割台が「職場での差別待遇」、「古い考え方や社会通念、慣習・しきたりによる女性の活躍の制限」、「セクシュアル・ハラスメント⁷」、「痴漢やわいせつ行為などの性犯罪」と回答しています。「男女の固定的な役割分担意識」は、性別にかかわらず男女がその個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現を妨げる要因の一つとなっていることから、この考えを見直していく取り組みが必要です。また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントやドメスティックバイオレンス⁸などの女性に対する暴力、痴漢やわいせつ行為などの性犯罪は、女性の人権を侵害する問題であるにもかかわらず、その重要性はいまだに十分認識されているとは言えません。「DV防止法」、「ストーカー規制法」などの法整備が進んではいますが、いかなる暴力も許さないという社会の意識を醸成するとともに、暴力や性犯罪などの被害を相談しやすい体制づくりを推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成を促進するため、学校、地域、家庭などのあらゆる場において、男女が互いに尊重する意識を高めるための教育・学習の充実を図る必要があります。

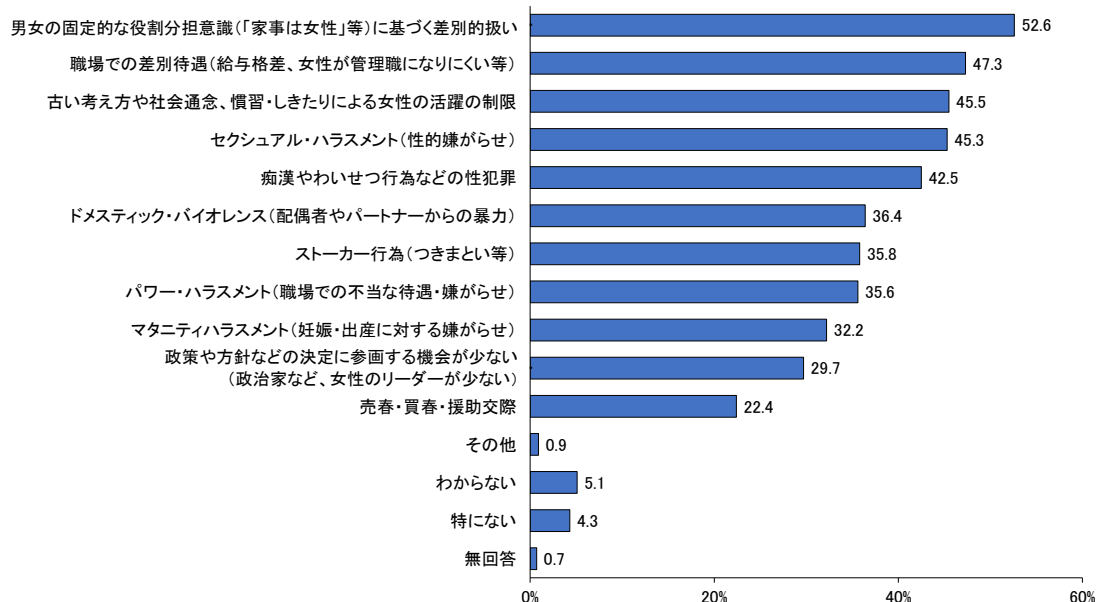
人権啓発においては、女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう啓発活動を充実させる必要があります。

⁷ セクシャルハラスメント／セクシュアル・ハラスメント／相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によって一定の不利益を与えられたり、それを繰り返すことによって就業・学業活動環境を著しく悪化させることをいう。

⁸ ドメスティックバイオレンス（DV）／配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

女性の人権についてどのような問題が起きていると思うか

「男女の固定的な役割分担意識」、「職場での差別待遇」、「古い考え方や社会通念、慣習・しきたりによる女性の活躍の制限」、「セクシュアル・ハラスメント」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しと、多様な生き方を選択できる社会に向けた啓発・普及を推進します。
- ② あらゆる分野の政策・方針に女性の意見を取り入れるために、市の審議会等の委員への女性の参画の促進や市職員における女性の採用及び管理職登用の推進に努めます。
- ③ 雇用における男女機会均等や、職場における男女平等を推進するために、企業等へ啓発を促進させる必要があります。
- ④ 女性の社会参画を促進するために、仕事と家庭が両立できる環境を整備するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する多様な就業形態を主体的に選択できるよう、情報提供等の支援に努めます。
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、人権尊重の意識を醸成するための教育・啓発活動及び女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化を推進するとともに、被害者の救済・援助に向けての環境整備を促進します。
- ⑥ 学校、地域及び家庭において男女が互いを尊重する意識を高めるために、多様な学習機会を提供します。

2 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の拡充に関しては、既に日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」、「児童憲章」及び「教育基本法」等においてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされています。

平成 25(2013)年には「いじめ防止法」、平成 26(2014)年には「児童ポルノ禁止法」改正法が施行され、さらに平成 28(2016)年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」において児童福祉を保障するための原理が明確化され、「子ども・若者育成支援推進法」、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にあります。少年の検挙・補導人数は近年、減少傾向にあるものの、少年による家庭内暴力事件の認知件数は右肩上がりで推移しています。また、全国の児童相談所における実親等による児童虐待に関する相談件数も増加を続けており、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶ちません。

さらに、犯罪による被害を受ける子どもの数も増加し、児童売買春・児童ポルノ、薬物乱用などによる子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。

本市では、「市民意識調査」において、「子どもの人権についてどのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、8割超が「いじめ（インターネット上も含む）」、半数以上が「虐待」、「いじめ、体罰、虐待の見てみぬふり」と回答しており、とりわけ「いじめ」に関する関心が高くなっています。

また、子どもを支援する取組みのさらなる充実を図るため、令和 2(2020)年 3 月に「第 2 期東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

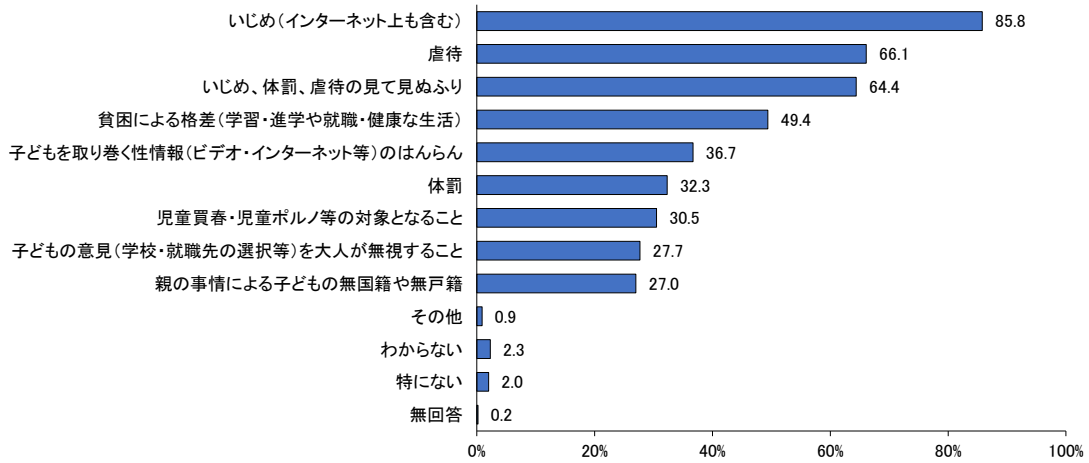
人権尊重の視点からは、子どもが健やかでのびのびと育ち、その個性や権利が尊重され、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりのための教育・啓発を行う必要があります。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、子どもの社会性や豊かな人間性を育み、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすための教育を推進する必要があります。

人権啓発においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための学習機会を充実させる必要があります。

子どもの人権についてどのような問題が起きていると思うか

「いじめ（インターネット上も含む）」、「虐待」、「いじめ、体罰、虐待の見てみぬふり」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 児童虐待など、子どもの健全育成上重大な問題の解決に向けて、子どもの基本的人権に関する啓発活動を推進するとともに、未然防止・早期発見・早期解決を図るために、必要に応じて、個別の支援方策を検討するケース会議やネットワーク会議を行うなど関係機関相互の連携を強化します。
- ② 自他の権利を大切にし、社会のなかで果たす義務や責任についての学習を深めます。
- ③ 問題行動、いじめ及び不登校などの問題の解決に向け、学校へのカウンセラー⁹等の派遣、家庭へのホームサポーター¹⁰の派遣及び不登校への取組みに関する情報提供・相談・指導を推進するとともに、悩みを抱える子どもの学習や生活体験ができる場を提供します。
- ④ 教職員が人権について正しく理解し、それを教育の場で生かせるようにするための研修の充実に努めるとともに、一人ひとりを大切にした指導方法の研究を推進します。
- ⑤ 子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、地域センター等の社会教育施設における各種学級・講座等の学習機会の充実に図ります。
- ⑥ 保護者等が家庭教育について学ぶための機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組みの充実に努めます。
- ⑦ 次代を担う全ての子どもが健やかに育つよう、適切な保育を実施するとともに、保育士等に対する研修の充実に努めます。

⁹ カウンセラー／依頼者の抱える問題・悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて行われる相談・援助を行う者。

¹⁰ ホームサポーター／家庭の子どもや保護者等に対する相談員・支援者。

3 高齢者

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、令和 18(2036)年には、3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると予測されています。これは、世界に類を見ない急速な高齢化の進行であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識がこれに順応できるよう、早急な対応が課題となっています。

国においては、平成 7(1995)年に制定された「高齢社会対策基本法」に基づき、平成 30(2018)年 2 月に新たに閣議決定した「高齢社会対策大綱」で、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から、「十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要がある」としています。

また、全ての世代の活躍推進に向け、女性の社会進出を促進するほか、高齢者の介護を支える社会保険制度としての「介護保険制度」、判断能力が不十分な方々の財産と権利を守り支援する「成年後見制度」、「高齢者虐待防止法」などによっても、高齢者の権利擁護の推進が図られています。

本市においては、大学生等の若年層の流入により、高齢化率は全国平均以下の水準で推移しているものの、そうした要因を除けば確実に高齢化が進行しており、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和 7(2025)年には、高齢者人口が 4 万 7 千人、高齢化率は 25.2%に達し、その後も令和 22(2040)年にかけて、高齢化がより一層進むことが見込まれています。

こうしたことから、住み慣れた地域で自立した生活ができる「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、令和 3(2021)年 3 月に「第 9 次東広島市高齢者福祉計画・第 8 期東広島市介護保険事業計画」を策定し、各種の高齢者施策を展開しています。

「市民意識調査」において、「高齢者の人権について、現在、どのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、約 7 割が「悪徳商法や詐欺の被害が多い」と回答しています。こうした被害の背景には、社会構造の変化による核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加したことに加え、地域住民間の連帯感が希薄になっていることなどがあげられます。

高齢者の豊かな知識や経験が生かされず、結果として家に閉じこもりがちになるなどといった社会環境も、高齢者の人権侵害につながる要因となっています。

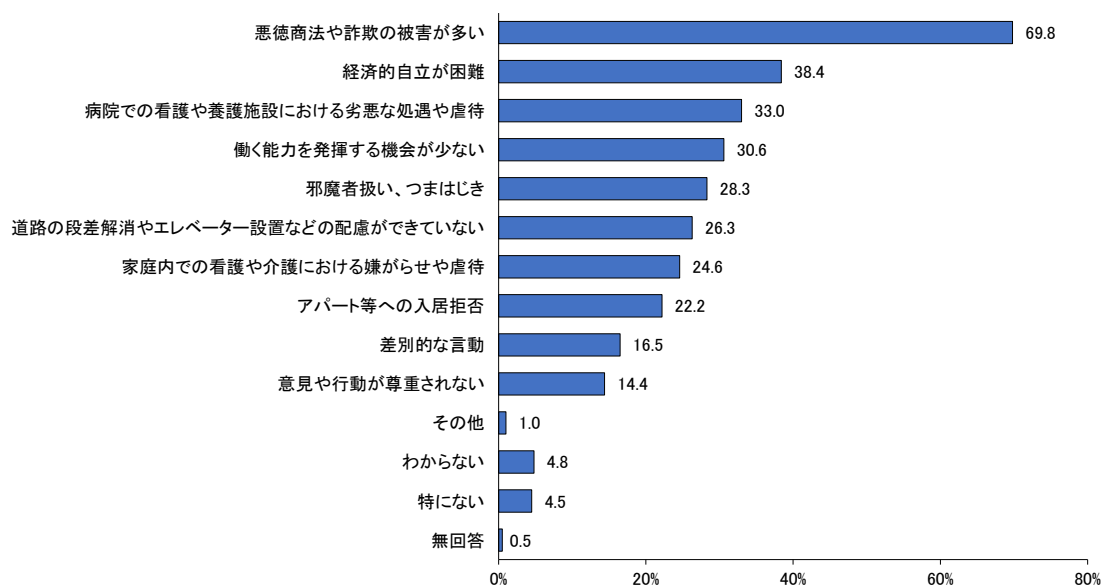
高齢者の人権尊重のためには、高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるような取組みを推進し、介護・保健・医療・福祉等各種のサービスを必要とする高齢者に、質の高いサービスを提供することが重要です。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、高齢化の進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育むとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進する必要があります。高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かした世代間交流の機会を充実させ、高齢者と次世代との相互理解や連帯感を深めることが重要です。

人権啓発においては、高齢者の人権についての認識と理解を深めるとともに、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化する必要があります。

高齢者の人権についてどのような問題が起きていると思うか

「悪徳商法や詐欺の被害が多い」、「経済的自立が困難」、「病院での看護や養護施設における劣悪な処遇や虐待」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 高齢者が社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、高齢者の人権について認識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- ② 高齢者の介護予防や権利擁護など、日常生活における総合的な相談に応じる地域包括支援センターを、広く市民に活用されるよう周知するとともに、法務局等、関係機関との密接な連携協力を図り、利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- ③ 成年後見制度や東広島市社会福祉協議会が行う権利擁護センター事業の周知を図り、高齢者の権利の擁護に努めます。
- ④ 「敬老の日」等における行事を通じ、幅広い市民の高齢者福祉に対する関心や理解が深まるよう努めます。
- ⑤ 高齢者が安全に、かつ安心して生活するための在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、虐待防止や認知症支援など、高齢者の人権尊重に関する市民の理解と認識を深めます。
- ⑥ 高齢者の優れた知識・経験等を生かし、社会参画を実現するための条件整備を図るとともに、ボランティア活動や多様な就業機会の確保のための支援や啓発を促進します。

4 障害者

平成 23(2011)年に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」(第3条1項)と規定されています。

国においては、「障害者基本法」の改正に加え、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」などの国内法を整備し、平成 26(2014)年には障害者に関する初めての条約となる「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

本市においても、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい地域共生のまちづくりを目指し、「第3次東広島市障害者計画」、「第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画」をはじめとする様々な施策を推進しています。

市民意識調査において、「障害者の人権についてどのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、4割超が「就職・職場での不利な扱い」、「差別的な言動」、「職場、学校等での嫌がらせやいじめ」と回答しているように、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障害のある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合があります。

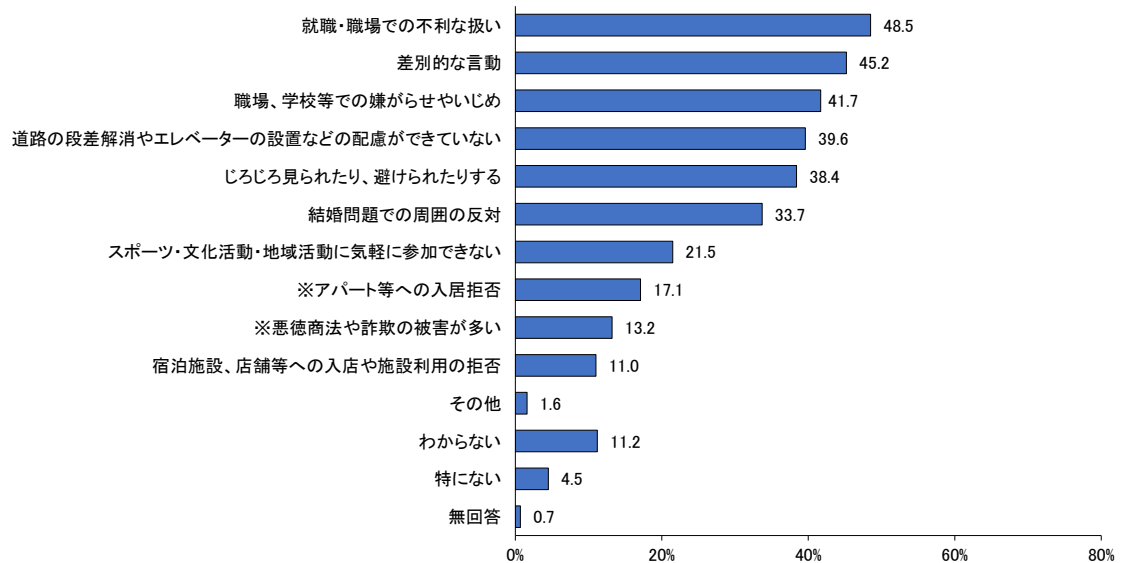
このような状況を踏まえ、人権教育においては、障害者の自立と社会参加をめざすとともに、特別支援学級等における教育の充実を図り、障害のある子どもに対する理解と認識を深めるために、学校教育活動全体を通じて、障害者を取り巻く諸問題や、福祉・介助をめぐる諸課題に関する学習を推進していく必要があります。

人権啓発においては、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーション¹¹の理念を定着させることにより、障害者の自立と社会参加が達成できるよう、種々の啓発活動を充実・強化する必要があります。

¹¹ ノーマライゼーション／障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すこと。

障害者の人権についてどのような問題が起きていると思うか

「就職・職場での不利な扱い」、「差別的な言動」、「職場、学校等での嫌がらせやいじめ」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させるために、広報活動及び啓発活動を推進します。
- ② 東広島市社会福祉協議会が行う権利擁護センター事業により障害者の権利の擁護に努めます。
- ③ 子育て相談や子育て支援の機能も持つ「子育て・障害総合支援センター」内に、障害者の総合的な相談に応じる「障害者相談支援センター」を設置し、相談しやすい環境とさまざまな相談に応じることができる体制を整えます。
- ④ 障害者就労支援コーディネーターを設置し、また本市障害者雇用奨励金制度による措置を講じることなどを通じ、障害者の就業機会の拡大を図ります。
- ⑤ 障害者が個人としての尊厳を尊重され、適切な処遇が行なわれるよう、施設等職員の研修に努めるとともに、人権の重要性についての理解と認識を深めるための啓発を行います。
- ⑥ 特別支援教育充実のために、特別支援教育コーディネーター及び教育担当者を対象とした研修会を実施するなど、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、指導者の専門性の向上に努めます。
- ⑦ 障害者に対する理解と認識を深めるために、幼児・児童・生徒及びその保護者並びに住民等に対する教育・啓発を推進します。

5 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図るために、本市でもこれまで各種の特別対策を展開してきました。

この結果、環境整備等については着実に改善されてきたことから、平成 13(2001)年度末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策については、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策で対応することになりました。

こうした中で、平成 28(2016)年に「部落差別解消推進法」が成立しました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識を示すとともに、国及び地方公共団体の責務を規定しています。

本市においても、差別意識の解消に向け、人権教育・啓発に取り組んでまいりましたが、市民意識調査において、「同和問題（部落問題）について、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、3 割超が「結婚問題での周囲の反対」、2 割超が「身元調査」と回答しているように、この問題に関する差別意識は依然として存在しており、今後とも粘り強く取り組んでいくことが求められています。

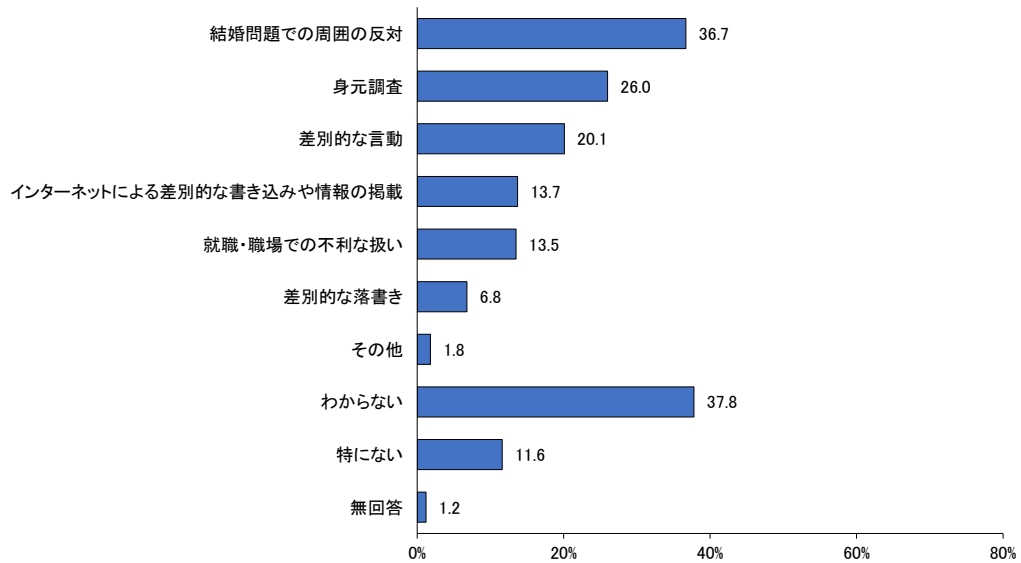
一方で「どのような人権問題が起きているのかわからない」という回答が 4 割近くあることから、認知度や関心度が高いとは言えない結果となっています。

このような状況を踏まえ、人権教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情を踏まえ、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、相互の連携を図って人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする精神を育んでいく必要があります。

人権啓発においては、市民一人ひとりが同和問題について偏見や差別意識を解消し、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続いて推進していく必要があります。

同和問題（部落問題）について、どのような人権問題が起きていると思うか

「結婚問題での周囲の反対」、「身元調査」、「差別的な言動」などの回答が多くなっています。また、3割超が「わからない」と回答しています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 同和問題に対する偏見や差別意識の解消に向けて、住民を対象とした講演会や広報紙等により、各種の教育・啓発活動を引き続き実施します。
- ② 東広島竹原人権擁護委員協議会が行う人権相談等の取組みを支援するなど、人権相談体制の充実に努めます。
- ③ 地域社会全体の中で、福祉の向上と人権啓発の住民交流の拠点となる本市人権センターにおいては、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進します。
- ④ 事業主に対して、公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が確保されるよう啓発を推進します。
- ⑤ 幼児・児童・生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて指導することにより、人権尊重の理念についての理解を深めていきます。
- ⑥ 地域センター等、社会教育施設における人権問題に関する講座や事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。

6 外国人

本市には、4つの大学や、研究機関、国際関係機関、企業など、海外とのつながりを有する組織が多く、研究者・留学生やその家族、技能実習生など、世界の90を超える国や地域から多様な言語や文化的背景をもった外国人が共に市民として暮らしており、居ながらにして世界とつながり交流することができる国際色豊かなまちとなっています。また、大学のグローバル化の促進や、少子高齢化の進展による労働力不足、「改正入管法」の施行などを背景に、今後も外国人市民のさらなる増加が見込まれています。

このような状況に対応するために本市では、令和2(2020)年に「世界とつながり未来を創り出す 多文化共生のまち」を基本理念とする「第3次東広島市国際化推進プラン」を策定し、多様な人々が安心して暮らし、相互に理解し合い、個性や能力を生かして活躍できる魅力的なまちをめざして施策を進めています。

こうした中で、異文化理解、相互理解も深まってきていると考えられますが、「市民意識調査」において、「日本に居住している外国人の人権について、どのような問題が起きていると思うか」を聞いたところ、3割超が「就職・職場での不利な扱い」、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」と回答しています。

国内の状況をみると、平成28(2016)年に「ヘイトスピーチ¹²解消法」が施行され、また、平成29(2017)年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられたところです。しかし、未だ外国人就労に際しての差別の問題のほか、入居・入店拒否等様々な問題が発生しており、外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況や、居住地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況にあること等、克服すべき課題は、なお数多く残されています。今後も多様性が増していくことが見込まれる本市においては、世界共通の目標として設定されたSDGsの概念も踏まえ、外国人市民を含む全ての市民が安心して暮らすことのできる多文化共生のまちの実現に向けて人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

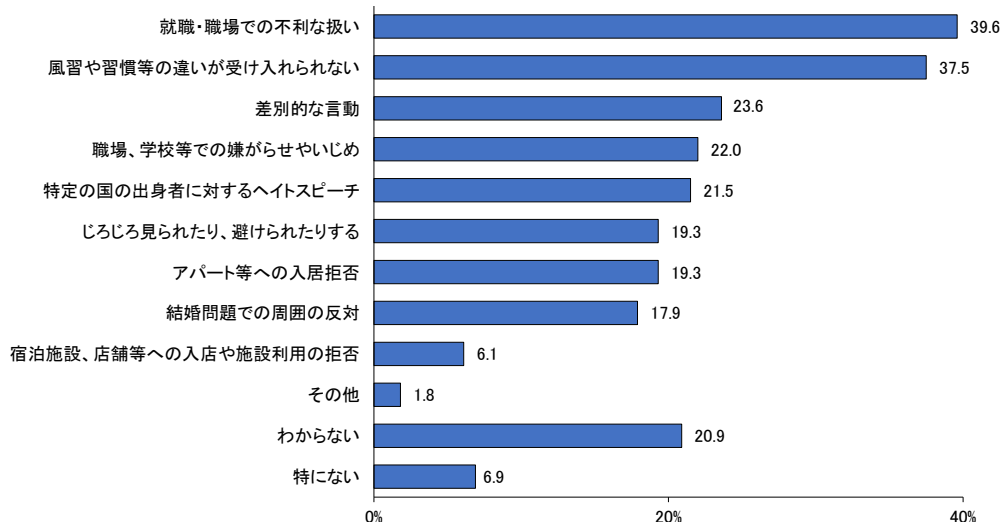
このような状況を踏まえ、人権教育においては、教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化をもった人々との共生を志向する精神を育み、また外国籍の児童・生徒に対して適切な支援を行う必要があります。

¹² ヘイトスピーチ／特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

ます。人権啓発においては、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化、生活習慣等における多様性を享受し尊重する意識を育成するための啓発活動が必要となります。

日本に居住している外国人の人権について、どのような問題が起きていると思うか

「就職・職場での不利な扱い」、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」、「差別的な言動」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 外国人市民に対する偏見や差別意識を解消し、国籍や民族などの異なる人々が言語、文化及び生活習慣の違いを認め尊重し合いながら、同じ地域の一員として安心して暮せる多文化共生のまちづくりを進めていくため、各種の広報及び啓発活動を推進します。
- ② 外国人市民と日本人市民との相互理解、異文化理解を深めるための交流事業を推進するとともに、外国人市民の地域社会への参画を促進し、外国人市民も共に活躍できる環境づくりを推進します。
- ③ 外国人市民が安心して生活できるよう、多言語での情報提供や、相談対応等、生活環境の充実を図ります。
- ④ 体験学習や交流学習等、学校教育全体のあらゆる場を通して、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていくための教育を充実します。
- ⑤ 外国籍の子どもの実態に応じた指導内容及び方法を工夫します。
- ⑥ 地域センター等、社会教育施設における異文化理解に関する講座や交流事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。

7 感染症患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込み等により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者及び元患者のみならず、その家族に対する様々な人権問題が生じています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症患者に対する偏見や差別は、今まで以上に身近なものとなりました。新型コロナウイルス感染症の患者や家族にとどまらず、医療従事者やその家族までもが偏見や差別の対象とされ、社会問題になっています。

感染症については、まず、感染症に対する正しい知識を伝え、患者・元患者及びその家族等に対する偏見や差別意識を解消していくことが必要です。

(1) HIV感染者等

国内の状況を見ると、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染者及びHIV感染者の発病後の状態にあるいわゆるエイズ患者に対しては、医療の拒否、就職・入学等の拒否及び解雇等の問題が発生しています。

しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を予防したり、遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

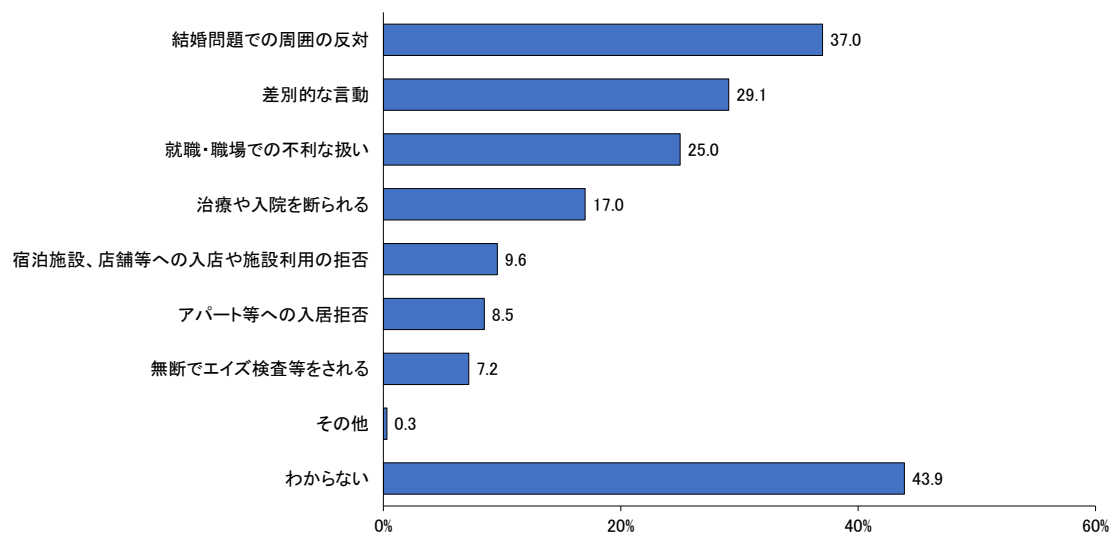
「市民意識調査」において、「エイズ患者・HIV感染者やその家族の人権について、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、3割超が「結婚問題での周囲が反対」、約3割が「差別的な言動」と回答しています。

しかしながら、「どのような人権問題が起きているのかわからない」という回答が4割を超えるなど、認知度や関心度が低いことが伺えます。

このような状況を踏まえ、正しい知識と行動を取るにより安心して暮らせることや、すべての人の生命の尊さ、生きることの大切さを広く市民に伝えるとともに、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

エイズ患者・HIV感染者やその家族の人権について、どのような問題が起きていると思うか

「結婚問題での周囲の反対」、「差別的な言動」、「就職・職場での不利な扱い」などの回答が多くなっています。また、4割超が「わからない」と回答しています。



「市民意識調査」より

(2) ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立されています。また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないものですが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策が採られてきました。こうした政策は、昭和 30(1955)年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白になった後も依然として改められることはありませんでした。平成 8(1996)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、療養所入所者の多くは、家族や親族との関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ず、また患者・元患者に対する入居拒否等の差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

他方、平成 13(2001)年 5 月にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下され、これが契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされたことを踏まえ、平成 21(2009)年にハンセン病問題の解決の促進に関する

必要な事項などを定めた「ハンセン病問題基本法」が施行されました。このことにより、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

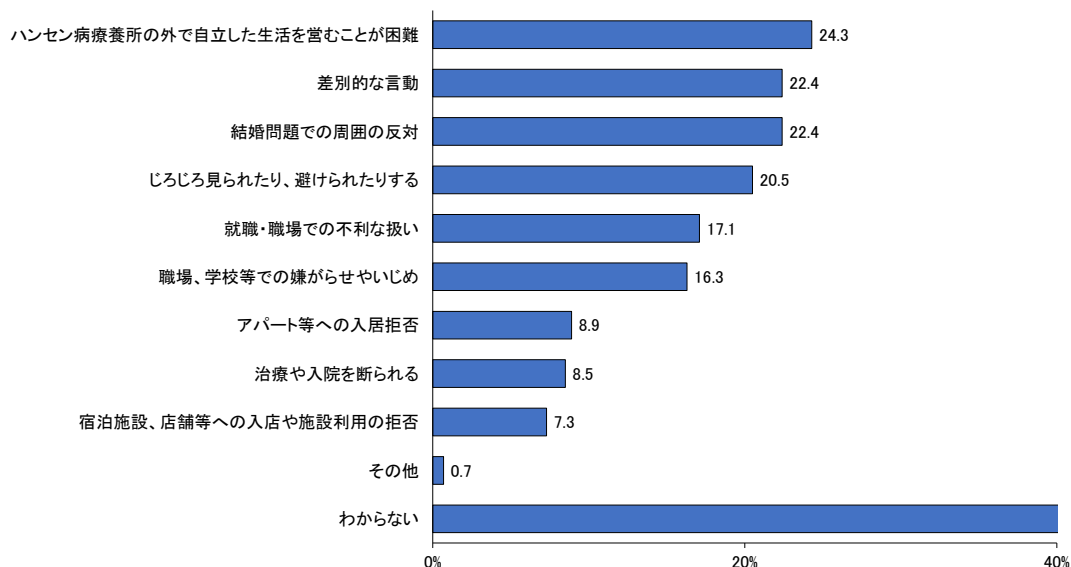
また、令和元(2019)年には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定と「ハンセン病問題基本法」の改正により、ハンセン病患者及び元患者に加え、その家族に対しても、差別が禁止されるとともに、その名誉回復のため、必要な措置が講じられることになりました。

「市民意識調査」において、「ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、過半数が「わからない」と回答しています。

このような状況を踏まえ、本市でも、病気に対する正しい知識や、すべての人の生命の尊さ、生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、ハンセン病患者及び元患者、そしてその家族に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について、どのような問題が起きていると思うか

「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難」、「差別的な言動」、「就職・職場での不利な扱い」などの回答が比較的多くなっていますが、過半数が「わからない」と回答しています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 「感染症予防法」を踏まえ、感染症に対する正しい理解と知識の普及に努めます。
- ② エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるために、広報活動及び啓発活動を推進します。
- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のために、事業者に対してエイズに関する情報の提供を促進します。
- ④ ハンセン病及びその患者、家族に対する偏見や差別意識を解消し、また、療養所に入所しているハンセン病元患者が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する理解と知識の普及に努めます。
- ⑤ 幼児・児童・生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて指導することにより、H I V感染者及びハンセン病患者等について、人権尊重の理念に基づく理解を深めていきます。
- ⑥ 地域センター等、社会教育施設においても、エイズ及びハンセン病、さらには新型コロナウイルス感染症など、差別につながるあらゆる病に関する正しい理解と知識の普及に努めます。

8 インターネットによる人権侵害

スマートフォンの爆発的な普及により、インターネットによる人権侵害は深刻さを増しています。個人の情報を不正に収集・利用・提供することは深刻な人権侵害を引き起こします。

インターネットにおいては、電子メール¹³やLINEなどのSNS¹⁴のような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用したネットニュース¹⁵のような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があり、いずれも発信者に匿名性があること、情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等を含む情報の掲載や、少年犯罪の被疑者等の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

最近では、インターネットを利用して、不正に個人情報入手し、架空の請求書を送りつけたり、偽造カードで現金を引き出したりするフィッシング詐欺などの悪質な詐欺犯罪や、出会い系サイトを介した犯罪が増えるなど、平穏な生活が脅かされている状況があります。

「市民意識調査」において、「インターネット上において、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、8割が「ひどい悪口（誹謗（ひぼう）・中傷）や差別的表現の掲載」、6割が「いったん流れた情報の訂正や削除が難しい」と回答しています。

高度情報通信社会における個人情報の著しい利用の拡大を背景として、国においては、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」、平成17(2005)年に「個人情報保護法」、平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」を施行しました。

さらに、令和3(2021)年4月に成立した「プロバイダ責任制限法」の改正で、他者の名誉・信用等を毀損する書込みに関する発信者情報の開示に関し、開示請求の対象範囲の拡大や、1回の手続きで発信者情報の開示を請求できる新たな手続きの創設など、制度的な見直しが行われました。

本市においても、「東広島市個人情報保護条例」により、市が保有する個人情報の適正な取扱いを規定しています。

¹³ 電子メール／インターネットを利用した情報や記事などの提供手法の一つ。

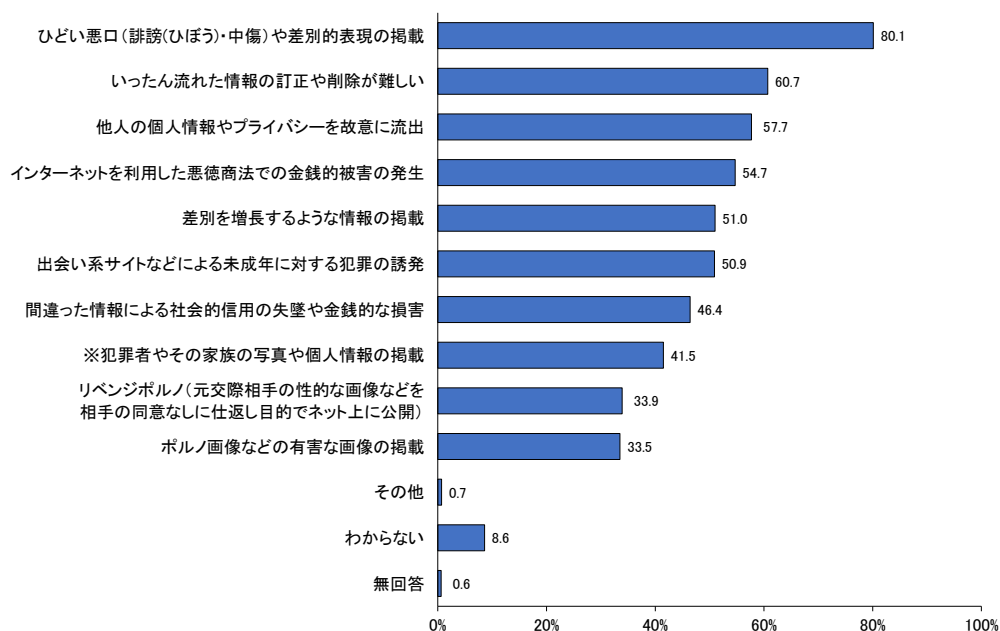
¹⁴ SNS／ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

¹⁵ ネットニュース／インターネットで発信される不特定多数を対象とした情報発信。

こうした状況を踏まえ、インターネット利用者やプロバイダー¹⁶等に対して、個人のプライバシー¹⁷や名誉に関する正しい理解を促すとともに、広く市民に対しても、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題や、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル¹⁸・情報リテラシー¹⁹について正しい理解が得られるための教育・啓発を推進する必要があります。

インターネット上において、どのような人権問題が起きていると思うか

「ひどい悪口（誹謗(ひぼう)・中傷)や差別的表現の掲載」、「いったん流れた情報の訂正や削除が難しい」、「他人の個人情報やプライバシーを故意に流出」、「インターネットを利用した悪徳商法での金銭的被害の発生」などの回答が多くなっています。



「市民意識調査」より

「重点項目」

- ① 社会生活の中で情報や情報技術が果たす役割やその及ぼす影響に関する理解を促し、また情報モラル・情報リテラシーの必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

¹⁶ プロバイダー／インターネット接続サービス提供事業者。

¹⁷ プライバシー／個人情報。

¹⁸ 情報モラル／情報発信倫理。

¹⁹ 情報リテラシー／情報を使いこなす能力のこと。

9 その他

以上の諸問題の他にも、人権にかかわる多くの問題が存在します。例えば、アイヌの人々は、北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉である文化や伝統は、歴史過程での同化政策により十分に保存・伝承が図られているとは言えません。また、アイヌの人々の生活環境や経済状況等も北海道ウタリ²⁰福祉対策等により着実に向上してきてはいるものの、依然として格差が認められるほか、結婚や就職等において偏見や差別が存在します。こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年5月に「アイヌ施策推進法」が施行されました。この法律の規定に基づき、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指す施策の推進が図られています。

また、刑を終えて出所した人々が社会復帰を目指すうえで、根強い偏見や差別意識により、極めて厳しい状況を生み出し、社会の一員として円滑に生活を営むことを困難にしています。さらに、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりをみせており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

北朝鮮当局による拉致問題等については、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。平成14(2002)年9月の日朝首脳会談を経て、平成14(2002)年に5名の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については、いまだ帰国が実現していません。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ることが求められます。

また、最近では、からだの性とこころの性が一致しない人（トランスジェンダー²¹）などLGBTQ+²²と称される人々に対する周囲の無理解・偏見や差別的扱いが問題になっています。

性同一性障害については、平成16(2004)年に「性同一性障害特例法」が施行され、

²⁰ ウタリ／アイヌ語で「同胞」を意味する。

²¹ トランスジェンダー／トランスジェンダーは「心と身体の性別が一致しないという感覚を持つ人」で、トランスジェンダーのひとつに、「心と身体の性別を一致させたいと望んでいる」性同一性障害がある。

²² LGBTQ+／レスビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダーのアルファベットの前文字に、クエスチョン（わからない、迷っている、決めたくない）及びクィア（変わった、奇妙な）のアルファベットの頭文字と「+」を加え、性の多様性について包括的な意味を持たせた肯定的呼称。

性同一性障害者が、特定の要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いを変更できるようになりました。

性的指向については、同性カップルの関係を認知するパートナーシップ宣誓制度²³を導入する自治体が全国的に増えています。「市民意識調査」において、半数が「パートナーシップ証明書を東広島市も発行すべきだ」と回答しているなど性の多様性に関する社会的理解を促進する動きはあるものの、浸透までには至っていません。

他にも、ホームレスの人々に対する人権侵害の問題、性的搾取や強制労働、臓器売買などを目的とした人身取引（トラフィッキング）の問題など、様々な人権に関する問題が知られています。今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

このように、様々な人権にかかわる問題に対して、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消し、人権尊重思想の普及及び高揚を図るための教育・啓発を推進する必要があります。

²³ パートナーシップ宣誓制度／一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、自治体が受領証等を交付する制度。

第6章 人権の推進に関わる者に対する研修等

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組みが不可欠であり、人権尊重の精神が職場はもとより、社会の隅々までいきわたるようなきめ細かい人権感覚をもって職務を遂行することが求められます。

国連 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員及びマスメディア²⁴関係者の 13 の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしています。

本市においては、従来より様々な人権問題に対する認識を深めるため、各種研修会・講演会等への参加や、各課単位の研修を行うなど、関係者が人権教育・啓発の推進者としての力量を高めるための取組みを行っています。また、社会教育関係者、福祉・医療関係者及び消防職員等に対しては、それぞれの職場で実施する研修等のための教材の提供や講師の派遣等により支援をしています。

学校においては、指導者である教職員自身が人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、教職員の日々の自己研鑽により、子どもたち一人ひとりの人権を尊重した教育活動が求められます。そうした教育の実現に向け、教職員の指導力の向上を図るための研修等を実施しています。

今後とも、人権にかかわりの深い職業に従事する者が人権問題を正しく認識し、それぞれの職務の遂行にあたって適切な対応が行えるよう研修等の充実に努めます。

企業においては、多様な人材を活かし、それぞれの能力が最大限発揮できる機会を提供することで、企業力を高めていこうという、ダイバーシティ経営²⁵に対する関心が高まっています。市内 200 事業所を対象に実施した「事業所意識調査」でも、6 割台が「募集・採用にあたり国籍・出身地・信条を問わない」、半数近くが「募集

²⁴ マスメディア／大衆に呼びかける手段あるいは、媒体で、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどを言う。

²⁵ ダイバーシティ経営／多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、「自由な発想」が生まれ、新しい商品やサービスなどの開発につながるような経営。

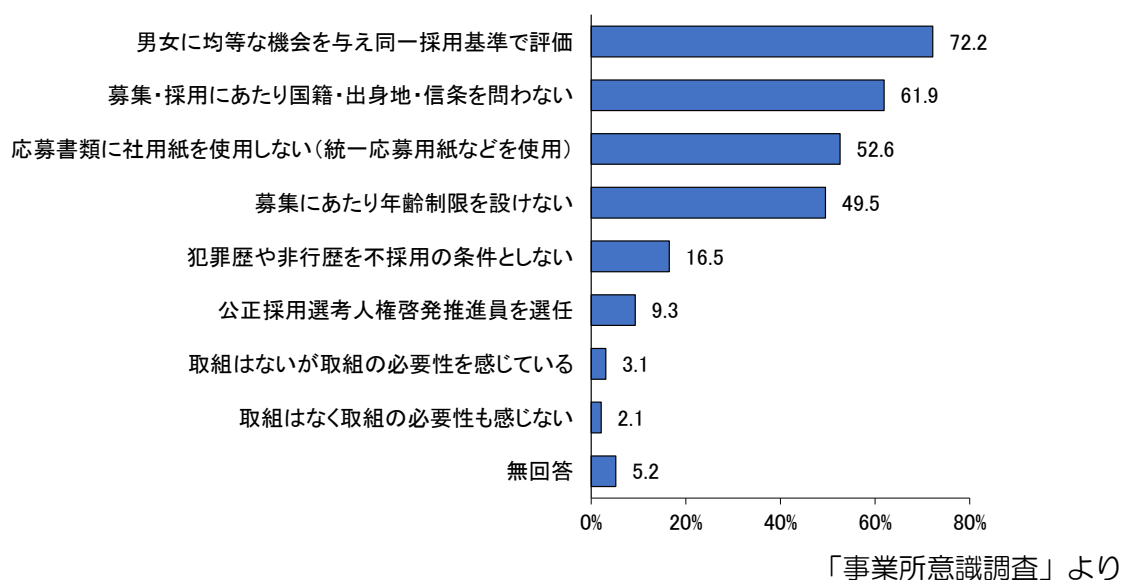
にあたり年齢制限を設けない」と回答しており、多様な人材を受け入れていこうという企業の意識が伺えます。

その一方で、人権教育問題に対する取組みはあまり進んでおらず、人権に関する研修等に社員を参加させている企業は、全体の2割程度に留まっています。

こうした状況を踏まえ、人権教育のための研修の実施や、専門家の派遣など、企業の人権擁護に向けた自主的な取組に対し、協力・支援を行います。

従業員の募集や採用にあたり、どのような取組みをしているか

「男女に均等な機会を与え同一採用基準で評価」、「募集・採用にあたり国籍・出身地・信条を問わない」、「応募書類に社用紙を使用しない（統一応募用紙などを使用）」、「募集にあたり年齢制限を設けない」などの回答が多くなっています。



事業所意識調査の概要

(1) 調査対象

東広島市内に所在する事業所(本社・支社等が他の地域に所在する事業所を含む)
200ヶ所

(2) 調査方法

郵送による調査票配付・回収

(3) 調査期間

令和2(2020)年11月18日(水)から令和2(2020)年12月18日(金)まで

(4) 有効回収率

48.5% (有効回答数 97)

第7章 総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発の推進

1 教育の推進及び啓発行事の開催

市民一人ひとりに人権尊重の理念を伝え、それに対する市民の理解を深めるためには、幅広い各種の教育・啓発活動を総合的に実施することが重要です。

そのために、学校においては、子どもの発達段階に即しながら学習指導要領に基づいて学習したことが、具体的に生かせる活動を実施し、子どもの人権感覚を育みます。地域においては、地域センター等の社会教育施設において、人権尊重の理念について正しい理解を深めていくための学習活動や交流活動を進める中で、人権感覚の醸成を図ります。

また、市民が親しみをもって参加できる人権啓発のための講演会などの行事を実施します。

2 教育・啓発資料の作成と配布

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりに人権に関する資料や教材を提供するとともに、人権に関する講演会や研修会等の情報を効果的に提供していくことが重要です。

そのために、様々な人々のニーズ²⁶に応える資料等の整備・充実に努めるとともに、人権に関する情勢は、時の経過とともに変遷するものであることから、時代の流れを反映した資料等の収集・整備を図ります。また、これらの情報に多くの人アクセス²⁷しやすい環境づくりに努めます。

²⁶ ニーズ／要望または、要求。

²⁷ アクセス／接触または、接続。

3 教育・啓発に関する調査研究

人権に関する文献や資料等の収集及び整備、各種人権に関する研究会・大会への参加、及び人権に関する先進地等への視察等は、人権に関する国内外の動向や社会情勢の変化をつかむうえで効果的であり、人権教育・啓発を推進していくうえで重要であることから、その整備・充実を図ります。

また、財団法人人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー²⁸」等を活用し、従来、調査研究が十分でなかった分野等についても積極的に情報収集等を進めます。

4 担当者の育成

人権教育・啓発の推進にあたっては、地域・職域に密着したきめ細かな活動が必要であるとともに、そうした活動を担う担当者の育成が重要です。そのため人権教育・啓発を担当する職員を対象に、必要な知識を習得するための研修会を実施するなど、人権教育・啓発担当者の力量を高めるための取組みを推進するとともに、日常から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることの大切さを認識させるなど、担当者育成に努めます。

5 マスメディア及びインターネット等情報関連技術の活用

人権教育・啓発の情報発信にあたっては、マスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、市民に対して効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が重要です。マスメディアには、映像、音声及び文字を始めとした多種多様な媒体があり、その特性を最大限に生かすことによって、大きな効果が期待できます。テレビや新聞等のマスメディアの特性を十分に考慮して活用するとともに、インターネットの特性を活用して、広く市民に対して、人権に対する理解を深めるための学習情報等の提供に努めます。

²⁸ 人権ライブラリー／人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや地方公共団体が作成した啓発資料等を幅広く提供することを目的とした図書館。

第8章 推進体制の確立

1 推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ計画的に推進していくために、市長部局及び市教育委員会の関係所管課の綿密な連携を図ります。

また、人権に関する知識や経験を有する学識経験者や教育者、人権擁護に携わる方などで構成されている「東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会」に対し、本計画の策定及び推進のための施策・基本計画の実施状況について必要な意見や提言を求め、施策に反映していきます。

2 各団体・機関との連携・協力

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、行政・教育機関、市民団体及び企業等の果たす役割が極めて大きいと言えます。人権教育・啓発についてこれらが、それぞれの立場から自主的に取り組むとともに、互いに有機的な連携を保ちながら推進することが重要であることから、これらの団体・機関との連携・協力関係の構築に努めます。なお、民間の団体等と連携する場合には、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要があります。

3 計画のフォローアップ²⁹及び見直し

人権教育・啓発の実施状況を点検し、その結果を以後の教育・啓発活動に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、そのため適宜計画の見直しを行います。

²⁹ フォローアップ／計画を効果的に実施し、次の段階に生かすための手当てまたは、その取り組み。

資 料

1	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	3 8
2	人権教育・啓発に関する基本計画	4 0
3	広島県人権教育・啓発指針	7 6
4	広島県人権教育推進プラン	8 0
5	広島県人権啓発推進プラン	8 2
6	東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会規則	1 0 8

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

(法律第 147 号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策

に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画

平成 14 年 3 月 15 日

平成 23 年 4 月 1 日一部変更

第 1 章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号，同年 12 月 6 日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連 10 年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成 7 年 12 月 15 日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、平成 9 年 7 月 4 日、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下「国連 10 年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成 8 年 12 月には、人権擁護施策推進法が 5 年間の時限立法として制定され（平成 8 年法律第 120 号，平成 9 年 3 月 25 日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する

国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の

被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学

省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にしたい教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成 14 年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成 13 年 7 月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導

の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施してい

る。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布，その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催，映画会・演劇会等の開催，テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など，多種多様な手法を用いるとともに，それぞれに創意工夫を凝らしている。また，従来，国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く，その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ，人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から，都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して，人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに，以上の一般的な啓発活動のほか，人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて，関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように，法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが，昨今，その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない，啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない，法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない，その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は，都道府県及び市町村のいずれにおいても，それぞれの地域の実情に応じ，啓発行事の開催，啓発資料等の作成・配布，啓発手法等に関する調査・研究，研修会の開催など様々な啓発活動を行っており，その内容は，まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に，都道府県においては，市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から，それぞれの地域の実情に応じ，市町村を先導する事業，市町村では困難な事業，市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また，市町村においては，住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から，地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体，企業の啓発活動

民間団体においても，人権全般あるいは個々の人権課題を対象として，広報，調査・研究，研修等，人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか，国，地方公共団体が主催する講演会，各種イベントへの参加など，人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり，今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また，企業においては，その取組に濃淡はあるものの，個々の企業の実情や方針等に応じて，自主的な人権啓発活動が行われている。例えば，従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか，より積極的なものとしては，人権啓発を推進するための組織の設置や人

権に関する指針の制定，あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは，人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり，社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し，社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し，平和で豊かな社会を実現するためには，人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが，そのためには，各人の人権が調和的に行使されること，すなわち，「人権の共存」が達成されることが重要である。そして，人権が共存する人権尊重社会を実現するためには，すべての個人が，相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について，理性及び感性の両面から理解を深めるとともに，自分の権利の行使に伴う責任を自覚し，自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって，人権尊重の理念は，人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように，「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し，その権利の行使に伴う責任を自覚して，人権を相互に尊重し合うこと，すなわち，人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は，人権尊重社会の実現を目指して，日本国憲法や教育基本法などの国内法，人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては，人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると，次のような点を挙げることができる。

（1）実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は，様々な実施主体によって行われているが，今日，人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で，これをより一層効果的かつ総合的に推進し，多様な学習機会を提供していくためには，これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で，相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また，国民に対する人権教育・啓発は，国民の一人一人の生涯の中で，家庭，学校，地域社会，職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ，その観点からも，人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり，その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などに

ついて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場合において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様

な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提とし

て自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながる。その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連

合を中心とした国際的な動向をみると、1975 年（昭和 50 年）を

「国際婦人年」と定め、これに続く 1976 年から 1985 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979 年に女子差別撤廃条約が採択

（1981 年発効、我が国の批准 1985 年）され、1993 年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」

（平成 11 年法律第 78 号）が制定され、平成 12 年 12 月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成

13 年 1 月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性 2000 年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。（厚生労働省、文部科学省）

- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や

福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐるのは、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成 11 年法律第 52 号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成 13 年 7 月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関

係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)

- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施

行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成 8 年 7 月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成 13 年 12 月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による 65 歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人

権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。
なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年

(昭和56年)を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(E S C A P)において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部(平成8年1月、障害者施策推進本部に改称)が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。(内閣府)
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充

実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

（５）同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、３本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成 11 年 7 月 29 日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理

解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成 14 年 3 月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成 8 年 7 月 26 日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成 8 年 5 月 17 日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労

働省)

- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。

(法務省)

- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行ってい

く。(文部科学省)

- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデー

の開催等を通じて、H I V感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)

- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やH I V感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和 28 年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和 30 年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成 8 年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成 13 年 5 月 11 日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、

名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成 22 年（2010 年）までに 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成 15 年（2003 年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成 17 年（2005 年）の国連総会決議を踏まえ、平成 18 年

（2006 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成 18 年法律第 96 号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題

（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の 13 の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約 14,000 名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」(平成 12 年 9 月 25 日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置)及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」(人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成 10 年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各

法務局，地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は，人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって，人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており，その組織力や活動の充実強化等，更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには，既存組織の連携の強化のみならず，新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば，対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには，幼稚園，小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と，法務局・地方法務局，人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また，女性，子ども，高齢者等の各人権課題ごとに，関係する様々な機関において，その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが，これらをより総合的かつ効果的に推進するためには，これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり，各人権課題・分野等に即して，より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに，人権擁護の分野においては，公益法人や民間のボランティア団体，企業等が多種多様な活動を行っており，今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが，そのような観点からすれば，これら公益法人や民間団体，企業等との関係においても，連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお，連携に当たっては，教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は，研修等を通じて，人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また，日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため，社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し，人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお，国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において，民間の専門機関を活用するに当たっては，教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに，人権教育・啓発の担当者として，日頃から人権感覚を豊かにするため，自己研鑽に努めることが大切であり，主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は，効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のもの

であるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている(財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有す

るスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財)人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例

えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等 I T 関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展が続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて，前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し，その結果を以後の施策に適正に反映させるなど，基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また，我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに，国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため，必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

広島県人権教育・啓発指針

平成14年5月策定

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものを学んだ。とりわけ、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、21世紀を迎えた今日、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願いである。こうした中で、われわれは、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、大きな教訓を得た。

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている。わが国においては、このような基本的な立場にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきた。

さらに今日、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、人権を擁護するための新しい取組が必要となっている。こうした情勢のもと、国においては、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定された。さらに平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたところである。

これらのことを通して、国は、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものである。

本県においては、このような認識に立ち、次の方針に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

第1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人々の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし他人を大切にしていって共に生きていくということである。

第2 指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にしながら他人を大切にしながら共に生きていくということである。

2 指針の目標

本指針は、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標とする。

第3 人権教育・啓発の基本的なあり方

人権尊重の理念について、県民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育むことが重要である。

そのため、県・市町村等の実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けて行く必要がある。

また、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない。

1 人権教育

人権教育は、県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。

その実施に当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図りながら、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

2 人権啓発

人権啓発は、県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

その実施に当たっては、人権尊重の理念を広く普及し理解されるよう、マスメディア、情報機器等の活用による広報などによって、人権に関する様々な情報を発信し、総合的かつ効果的に行う必要がある。

第4 多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

幼児児童生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育、学校教育は、大きな役割を持っている。

幼児期においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推進する。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性を育むとともに、社会のあらゆる分野で必要な人材を養成する機能を担っていることから、学生の人権尊重の理念に対する理解をさらに深めるよう努める。

2 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じて 様々な人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、地域の住民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

3 家庭

幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は重要である。

このため、県は、保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る。

4 職域

民間企業等の事業所の、人権啓発推進に果たす社会的役割には大きなものがあり、事業所内における人権尊重を一層確保するよう努めることが望まれる。

こうしたことから、県は、民間企業等の事業所が自主的に行う、従業員等の啓発への取組に対し、協力・支援を行う。

第5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県・市町村職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要がある、それぞれの関係機関における研修等の取組を推進する。

第6 指針の推進

1 推進プランの策定

この指針に基づき、県民一人ひとりが人として尊重され、だれもがいきいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち、人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

また、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要がある、適宜、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを見直すものとする。

2 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に人権施策推進本部を設置する。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との、一層の連携強化を図るものとする。

3 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の対応が、今後ますます重要になることが予想されることから、本県の各種相談機関をはじめとして、国や市町村の相談機関等との相互の連携強化を図るものとする。

広島県人権教育推進プラン

平成14年12月策定

はじめに

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月）」を策定した。

この中で、現在及び将来にわたる人権擁護上の重要課題をあげ、このような様々な人権問題が生じている根本的な要因として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していない点を指摘し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人に人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとしている。

本県においても、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、「広島県人権教育・啓発指針（平成14年5月）」を策定し、人権教育を人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動とし、その実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要があるとした。

また、県教育委員会としては、人権教育を推進するに当たって、平成10年の文部省是正指導で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を学校や市町村に例示することにより、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、広島県教育委員会は、広島県人権教育推進プランを策定するものである。

1 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施する。

（1）学校教育における人権教育の推進

- ① 幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけではなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人

権感覚の育成に資するものとする。

- ③ 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

〔具体的施策〕

- ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。
- イ 感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努める。
- ウ 学習意欲を高める指導方法の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 公民館等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。
- ③ 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。

〔具体的施策〕

- ア 市町村の社会教育主事等社会教育指導者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。
- イ 学級・講座の開設や交流活動など、市町村が行う人権尊重に関する多様な学習機会の提供に対する支援に努める
- ウ 参加型学習を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラムの研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

2 人権教育推進プランの推進

(1) 推進体制

本県の人権教育を適正に推進するため、事務局教育部内に「人権教育推進会議」を設置する。

(2) 人権教育推進プランの見直し

社会経済情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進プランを見直すものとする。

広島県人権啓発推進プラン（第5次）

平成 14 年 11 月策定

令和 3 年 3 月改定

第 1 章

はじめに

1 策定の趣旨

本県では、平成 14 年 11 月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定し、3回の改定※を重ねながら、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け、様々な人権啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として差別紙片のばらまきや児童虐待などの人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って顕在化した医療従事者等に対する誤解や偏見・差別、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっています。

加えて、それぞれの人権課題で実施している啓発をより効果的・効率的に実施していくためには更に連携を図る仕組みづくりが必要です。

このような状況を踏まえ、今後 5 年間の取組をまとめた「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」を策定するものです。

※ 平成 18 年 3 月、平成 23 年 1 月、平成 28 年 3 月

2 プランの位置づけ

「広島県人権啓発推進プラン」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 147 号）第 5 条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成 14 年 5 月策定）の人権啓発部分に係る実施計画に位置づけます。

3 プランの計画期間

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間

第2章

目指す姿と基本的な考え方

1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿）

- 個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
- 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

モニタリング指標	現状値
「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合 【県民意識調査】	32.4% [R2]

- このプランは目指す姿に向けて関係する様々な人権課題への取組のうち「人権啓発」をとりまとめたものであり、関係する課題も多岐にわたることから統一的な成果指標は設定せず、県民の人権に関する意識の動向を把握するための「モニタリング指標」において、その数値の動きを注視していくこととします。
- また、課題ごとに「関連指標」を設定し、動向をモニタリングします。
この「関連指標」は、その課題に関連する県計画がある場合はそれぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また関連する県計画が無い場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としています。
- 「モニタリング指標」と「関連指標」についてはその動向を毎年度検証・分析し、結果を施策に反映させていきます。

※ 性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」（「心の性」とも言われる。）や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

2 基本的な考え方

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

内閣府の世論調査※（平成 29 年度）によると、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを「知っている」と答えた人の割合は 81.4% となっており、前回（平成 24 年度）の調査結果 82.8% と連続して 8 割以上を占めたものの、いまだ「知らない」と答えた人も一定数存在しています。

このため、憲法をはじめとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発に引き続き取り組みます。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

平成 24 年度は全国 20 歳以上、平成 29 年度は全国 18 歳以上の日本国籍を有する人を対象に実施

〔参考〕平成 29 年度調査（うち 20 歳以上）：「知っている」と答えた人の割合 81.3%

(2) 個性を尊重する意識の醸成

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮、社会における横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面があります。

また、性的指向・性自認に関してなどでは、社会的関心が高まる一方で無知や誤った知識が新たな差別を引き起こしています。

このため、正しい知識の普及を行い、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発を推進します。

(3) 実際の行動への反映

いじめや子供・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、人権が侵害される状況が依然として存在しています。

また、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みが原因で追い込まれた末、尊い生命が自殺により失われています。

このため、日常生活において、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるよう、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さといった人権尊重の理念を普及します。

3 各人権課題に対する取組

(1) 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。また立法的な措置として「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」に加え、平成 28 年には「女性活躍推進法」の全面施行、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行など、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつあります。

本県では、「広島県男女共同参画推進条例」を制定し男女共同参画推進の基本理念を定めるとともに、関連する県計画※に基づき、性別に関わらず個人が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、啓発を行ってきました。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど人権を侵害する事案に対応するため、「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなどの立法的措置がとられています。

本県では、関連する県計画※に基づき、暴力防止及び被害者支援に向けた啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・わたらしい生き方応援プランひろしま（令和 3～7 年度）
- ・ひろしまDV防止・被害者支援計画（第 4 次）（令和 3～7 年度）

現状・課題

- 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど、人権を侵害する事案が発生しており、被害者の多くは女性が占めています。

また、被害を受けても相談していない人もおり、未然防止や救済に向け、人権の重要性についての正しい知識と理解の啓発や相談窓口等についての周知が必要です。

- 県政世論調査（令和 2 年度）によると「社会全体における男女の地位」が平等と思う人の割合は 14.7%（女性 11.5%，男性 18.2%）と低い状況にあることなど、性別にかかわらず誰もが、個性と能力を十分発揮し社会のあらゆる分野に共に参画するという理念について、県民への理解が十分浸透しているとは言えない状況にあります。こうした意識の変革を図るためには、男女共同参画に向けた啓発において、効果的な取組を行っていく必要があります。
- 各ライフステージにおける、男女それぞれの、互いのライフプランの考え方などへの理解不足や性差に関する固定観念等により、キャリアへの満足度が低かったり、配慮不足からくる行き違いが生じているおそれがあるため、男女双方が互いに理解を深める必要があります。
- 女性がその個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、法整備を含め社会全体の機運は醸成されつつあり、女性の就業率は増加基調にありますが、出産・育児期の女性の離職により就業率が落ち込む、いわゆる M 字カーブについては、底が浅くなってきているものの解消には至っておらず、指導的立場に占める女性の割合も 2 割弱（令和元年度）にとどまっています。このため、誰もが

安心して働き続け、活躍できる職場環境づくりの意義や重要性について、事業者や従業員等の理解を深める必要があります。

取組の方向

性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。

また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（女性の人権擁護）

- 「DV防止法」に基づいて設置した「配偶者暴力相談支援センター」について、暴力被害を受けた女性等、誰もが相談・保護・支援を受けられるよう身近な相談窓口として周知を図ります。〔健康福祉局こども家庭課〕
- より早期から、対象にに応じて、デートDVやDVに関する正しい知識の啓発を行います。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 性被害の相談窓口である「性被害ワンストップセンターひろしま」について、中学・高校生など若年層への周知を強化するとともに、24時間365日、秘密厳守で相談できることや、Webを活用した相談申込みの受付などといった、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 配偶者暴力やストーカー事案等あらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。
また、こうした事案への迅速かつ的確な対応が図られるよう、警察官に対する必要な研修を実施します。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局こども家庭課、警察本部人身安全対策課〕
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止に向け、職場におけるハラスメント防止に関する国の指針等の周知を含めた企業等への啓発、相談窓口の周知などに取り組みます。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	66.5% [R元]	75.0%以上 [R7]	「ひろしま DV 防止・被害者支援計画（第4次）」より
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	7.4% [R2]	13.0%以上 [R5]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

（性別による役割分担意識の是正）

- 性差による固定観念にとらわれず自分らしく暮らしている人の事例紹介や交流の場

の設定、またこうした取組の発信により、県民の固定的な意識の解消につながるよう取り組みます。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

- 固定的な意識の解消に向けてこれまで取り組んできた意識啓発については、ターゲットやテーマを地域の実情に合わせて選定するなど内容の工夫に加え、Web を活用して対象を広げることなどにより、啓発効果の拡大を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修や意見交換の実施などにより、それぞれが互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方を認識し、配慮することができる意識の醸成を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- エソール広島（広島県女性総合センター）が実施する男女共同参画を推進するための研修・交流、相談情報提供事業及び啓発活動を連携して行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントや啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、女性の人権について啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	— [R3]	現状値を把握の上設定 [R7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

（職場における女性の活躍促進）

- 様々な職場において、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、セミナーの開催や職場研修への講師派遣等により、企業への理解促進を図ります。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕
- 女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向け、経営者等への取組の働きかけを行うとともに、女性従業員を対象とした研修及び企業や業種の枠を超えたネットワークを形成する機会の提供などによる意欲向上の支援に取り組みます。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕
- 男性の育児休業等の取得促進に向け、市町等の関係機関と連携して、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画することの意義や効果などについて、男性従業員や企業に対し理解促進を図ります。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
女性（25～44 歳）の就業率	72.3% [H27]	82.5% [R7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.1 % [R2]	25.0% [R7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
男性の育児休業取得率	13.0% [R元]	30.0% [R7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(2) 子供

子供の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいて、その基本原理ないし理念が示されています。

平成 28 年には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童は適切に養育され、健やかな成長・発達や自立等を保証されることなどの権利を有することや、国民は児童の最善の利益を優先して考慮し児童の健やかな育成に努めることなど、児童の福祉を保証するための原理が明確化されました。

また、「子ども・若者育成支援推進法」、「いじめ防止対策推進法」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」などの立法的措置のほか、令和 2 年には親権者等による体罰の禁止が法定化された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

本県では、「広島県青少年健全育成条例」を制定し、青少年はあらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならないと規定するとともに、関連する県計画※に基づき、全ての県民が子育てを支え、たくましく健やかに生きる力を持つ子供たちを育成するための啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・ひろしま子供の未来応援プラン（令和 2～6 年度）
- ・広島県地域福祉支援計画（令和 2～6 年度）

現状・課題

- 子供を取り巻く環境をみると、依然として児童虐待、子供の貧困、いじめなど、深刻な問題があります。子供が人権侵害の被害者・加害者とならず、また自分自身も大切に、健やかに成長するために、大人だけでなく子供に対しても正しい知識や理解を深めるための啓発が必要です。
- こども家庭センター（児童相談所）や市町が対応する児童虐待相談件数は年々増加しており、全国的には子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあり、引き続き、深刻な人権侵害である児童虐待の早期発見、早期対応のため、相談窓口や支援制度について周知を図ることが重要です。
- 内閣府の調査※（令和元年度）では青少年のインターネット利用率は9割を超えていますが、インターネット上に相手が嫌がることを書き込む等、相手の人権についての認識や、有害情報・インターネットに起因する犯罪への意識が十分でない状況があることから、適正利用に関する情報の提供や講習会の実施等による啓発が大切です。

※ 出典：「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

取組の方向

児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（子供の人権擁護）

- 子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響等について、保護者や子育てをこれから行う世代など県民への周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などを、広く県民に周知していきます。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 学校等と連携し、いじめ防止のための取組実践例をイベント等の場で発表するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課、教育委員会豊かな心と身体育成課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの子供の人権に関する事例発表や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.3% 〔R元〕	83.0% 〔R6〕	「ひろしま子供の未来応援プラン」より
児童虐待により死亡した児童数	0人 〔R元〕	0人 〔R6〕	「ひろしま子供の未来応援プラン」より
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	78.0% 〔R元〕	83.6% 〔R6〕	「ひろしま子供の未来応援プラン」より

（青少年の健全育成）

- 「広島県青少年健全育成条例」の運用等により、インターネット等の適正な使用について子供、保護者や青少年活動に携わる人等への啓発など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護する取組を推進します。〔環境県民局県民活動課〕
- 暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図ります。〔警察本部少年対策課〕
- 少年の規範意識向上に向け、犯罪防止教室の開催、少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催などを行います。〔警察本部少年対策課〕

(3) 高齢者

国では、「高齢社会対策基本法」に基づく新たな「高齢社会対策大綱」（平成 30 年閣議決定）を基本とし、各種の対策が講じられています。また、「高齢者虐待防止法」が制定され、高齢者の権利擁護のための取組も行われてきました。

本県では、関連する県計画※に基づき、高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいを持って安心して生活できるよう啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・ 第8期ひろしま高齢者プラン（令和3～5年度）
- ・ 広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 本県の 65 歳以上人口は総人口の 28.9 パーセント（令和2年1月1日現在）を占め、今後も人口減少・高齢化などの人口構造の変化に伴い、高齢化率は上昇していく見込みです。
- 高齢期になっても、県民の誰もが健やかに自分らしく輝き安心して暮らしていけるよう、本人の意思や能力に応じた就業や社会参加促進に資する情報提供、地域や事業主などの理解を深めるための啓発など、高齢者が活躍できる環境づくりに向けた取組を行う必要があります。
- 介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族などによる本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者に対する深刻な人権侵害は依然として発生していることから、虐待の通報義務や相談窓口について更なる周知を図る必要があります。
- 高齢単身世帯の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、こうした高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会づくりについて地域や関係者などの理解を深めるための啓発が大切です。

取組の方向

高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（理解促進）

- 「老人の日」（9月15日）の全国キャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、懸垂幕の掲示や期間中の県や関係団体の取組について、県ホームページへの掲載により、周知を図っています。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの高齢者の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

(活躍できる環境づくり)

- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催などの各種事業を通じ、高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進します。〔健康福祉局健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 高齢者の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする人材の配置や、市町と連携したプラチナ大学の開校、退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す出前講座の開催などにより、高齢者の社会参画を推進するための普及啓発に取り組みます。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 高齢者が活躍している企業の優良事例の見える化などにより、企業に対して高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕

(権利擁護の推進)

- 認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会の構築に向け、認知症に関する正しい知識と理解を更に促進するための啓発イベントの実施や団体・企業等との連携による啓発活動を実施します。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進め、実際に地域で活躍できるよう、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための取組を推進します。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 地域包括ケアシステムにおける高齢者権利擁護に係る相談体制と担い手養成による市町等の支援を実施するため、地域包括支援センターの職員等を対象とした高齢者虐待等権利擁護に関する相談窓口の設置、専門職の派遣及び地域包括支援センター職員・介護保険サービス事業者等を対象とした高齢者虐待防止のための研修を行います。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 高齢者虐待の通報義務や相談窓口について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知します。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 県内各警察署に高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定(26地区)し、同地区における年1回以上の防犯・交通安全教室の開催をはじめとした効果的な活動を推進します。〔警察本部生活安全総務課〕
- 市町、高齢者団体、医療機関等によって構成される「安全情報ネットワーク」を活用して犯罪情報・防犯対策情報等を提供します。〔警察本部生活安全総務課〕

関連指標	現状	目標	備考
認知症サポーター養成数	269,000人 [R2]	362,000人 [R7]	「第8期ひろしま高齢者プラン」より

(4) 障害者

国では、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」など、国内法を整備するとともに、平成26年に「障害者の権利に関する条約」に批准しました。これらに基づき、平成30年策定の「障害者基本計画(第4次)」に沿って障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進するとともに、「障害者雇用促進法」などにより、

障害者雇用の一層の促進を図っています。

本県では、平成7年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、以来、障害者や高齢者を含む全ての人々が、自由に行動し、社会参加ができる誰もが住みよいまちづくりについて継続的な取組を行っています。また、関連する県計画※に基づき、障害者が社会を構成する一員として尊重される共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行っています。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・第4次広島県障害者プラン（令和元～5年度）
- ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだ様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれています。さらに、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。このため、差別や偏見等を取り除き、障害者が人間としての尊厳を傷つけられないことがないように、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者について十分な理解の促進が求められています。
- 県内の障害者実雇用率は過去最高を更新しており、障害者雇用は進んでいるものの法定雇用率には達しておらず、また、就労を希望する障害者は増加傾向にあることから、障害者が働ける場所を一層確保していく必要があります。
- 障害者虐待防止や通報義務について、市町や事業者にとどまらず、学校や医療機関等への周知を図る必要があります。

また、虐待発見時の速やかな通報を確保するため、窓口の周知やそれを受ける市町、事業者等の職員の人材育成・普及啓発の推進が重要です。

取組の方向

障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（理解促進）

- 誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた「あいサポート運動」を推進するため、研修、あいサポート企業・団体の認定、あいサポートアート展の開催などにより、障害についての理解促進に取り組みます。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 広島県知的障害者福祉大会の運営を支援することにより、障害者福祉について研究し、広く県民に対する福祉思想の普及・啓発を促進します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 広島県身体障害者福祉大会の運営を支援することにより、身体障害者の社会参加を促進し、福祉思想の普及・啓発を推進します。〔健康福祉局障害者支援課〕

- 社会の障害に対する差別や偏見等を取り除き、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談等に係る業務を効率的に処理する心のバリアフリー推進員を設置するとともに、障害の特性を知り、障害者への手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の推進、障害者に関するマークの普及促進等を図ります。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 障害の特性や必要な配慮について理解し実践につなげるための出前講座や研修を企業・団体、地域、学校等を対象に実施します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、家族会が実施する学習会等を支援します。〔健康福祉局健康対策課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの障害者の人権に関する講演会等の開催や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	67.0% 〔R2〕 ※県独自調査	70.0% 〔R5〕 ※県独自調査	「第4次広島県障害者プラン」より
あいサポーター数	240,176人 〔R元〕	255,000人 〔R7〕	

（権利擁護の推進）

- 県障害者権利擁護センターの機能強化を図り、虐待発見時の速やかな通報を確保するとともに、障害者虐待の未然防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 市町、事業者等の職員を対象とした障害者虐待予防・権利擁護に関する研修実施による人材育成・普及啓発を推進します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、関係機関が把握している課題について検討の上、解消に向けた取組を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕

（活躍できる環境づくり）

- 障害者の就業支援のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及び先進事例から学ぶための障害者雇用企業等見学会を実施し、企業の障害者雇用についての理解促進に取り組みます。〔商工労働局雇用労働政策課〕

関連指標	現状	目標	備考
民間企業の障害者実雇用率	2.18% 〔R元〕 (法定雇用率2.2%)	法定雇用率※ 以上 〔R7〕	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より

※法定雇用率は、障害者の雇用状況等により算定され、R3.3から2.3%に引き上げられます。

(5) 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、昭和 44 年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきました。この結果、同和地区の生活環境の改善等、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成 13 年度末の「地对財特法」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策二ーズについては、一般施策の中で対応することとされました。

こうした中、平成 28 年には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

本県では、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進してきました。

現状・課題

- 結婚や就職等における差別意識が存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が依然として発生しています。

同和問題は根拠のない不合理な差別であるという正しい知識と理解を深めるための人権啓発が重要です。

取組の方向

同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。

具体的な取組

- 行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者などに対して、研修等を実施し、人材の育成を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの同和問題に関するDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、同和問題や人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携して啓発を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕
- 新規採用職員を対象とする「初任（前期）研修」など、県職員を対象に実施している研修において、正しい知識の習得に取り組みます。〔総務局人事課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： 同和問題に対する差別待遇	10 件 [R 元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局]： 同和問題に対する差別待遇	12 件 [R 元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(6) 外国人

国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成 28 年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成 29 年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

本県では、本県に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行ってきました。

現状・課題

- 言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、子供の教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。

さらに、平成 31 年には、新たな在留資格「特定技能」が創設されて全国的に外国人労働者の本格的な受け入れが開始され、本県においても外国人の増加が見込まれています。

これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があるほか、外国人が地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報の共有が進むことにより、困ったときに相談できる環境整備などに取り組む必要があります。

- 内閣府の世論調査※（平成 29 年度）では、ヘイトスピーチについて 4 割を超える人が知らないと回答していることから、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動の解消についての理解・促進が必要です。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値

観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。

具体的な取組

- ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携強化を図り、外国籍県民の課題の共有やその解決に向けた取組を行います。〔地域政策局国際課〕
- 県民と外国人が共に暮らす地域の一員として相互に理解し、外国人が孤立することなく安心した生活を送ることができるよう、地域との繋がりを持ちながら必要な情報を共有できる仕組みづくりに向け、外国人と地域との橋渡し役を行う人材の発掘を市町と連携して実施します。また、小・中・高等学校において多様な価値観を尊重することの重要性の理解を促進するための授業を支援するなど住民の異文化理解の推進に取り組みます。〔地域政策局国際課〕
- 外国籍県民が社会の一員として地域と交流できるよう、市町や国際交流協会等が実施する日本語教室拡充や日本語学習支援者養成研修等を支援します。〔地域政策局国際課〕
- 公益財団法人ひろしま国際センターや市町と連携し、外国人相談窓口の運営及び対応する相談員等の研修会を行い、言葉や生活習慣の違いから生じる課題に適切に対応します。〔地域政策局国際課〕
- 外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、セミナー等の実施により、適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの外国人の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
生活で困っていることがない（困った時に、すぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合	47.6% [R2]	70.0% [R7]	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： 外国人に対する差別待遇	3件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局]： 外国人に対する差別待遇	4件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(7) 性的指向・性自認

国では、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年閣議決定）において、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについては、現在幅広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とされています。

本県では、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を無くすため、正しい知識の普及に取り組んできました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・わたらしい生き方応援プランひろしま（令和3～7年度）

現状・課題

- 「LGBT」という言葉の認知度の急速な高まりを受け、社会全体に性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウティング）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等が起きています。当事者が抱える困難や生きづらさが解消されるよう、地域社会や職場等での理解を深める取組が必要です。
- 自分の性的指向あるいは性自認を打ち明けること（カミングアウト）で相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えたり、日常生活の中で偏見や差別、周囲の無理解等で悩みを抱えているにも関わらず、周りの人に相談できずにいる人がいるため、相談窓口の周知が必要です。

取組の方向

性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

- 企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など人権啓発に携わる人に対して、県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、性的指向・性自認に関する正しい知識や、具体的な悩みに関する事例によって研修を行うなど、理解の促進を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課、全部局〕
- 性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島における「LGBT相談」や県立総合精神保健福祉センター等におけるこころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局健康対策課〕
- より多くの県民が、自分の周りに、性的指向・性自認に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発イベントや性的指向・性自認に関する啓発冊子の配布など、あらゆる機会を捉えた啓発を実施し、県民理解を推進します。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数	172 件 [R元]	430 件 [R7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(8) 感染症患者等

世界保健機構（WHO）では、昭和 63 年に 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、エイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るための啓発活動の実施を提唱しました。

国では、平成 10 年に「感染症法」が制定され、この前文で感染症の患者等の人権を尊重することがうたわれました。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）については、平成 30 年に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、正しい知識の普及啓発や感染者等に対する人権を尊重した医療の提供等の観点から新たな取組の方向性が示されました。

ハンセン病については、令和元年に元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正されました。

本県では、関連する県計画※に基づき、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行ってきました。

- ※ この項において関連する県計画は以下のとおり
- ・広島県感染症予防計画（令和元年改訂）

現状・課題

- 我が国の HIV の感染者及びエイズ患者の累積報告数は、平成 30 年末の時点で 3 万人を超えました。近年、HIV 感染者及びエイズ患者の新規報告数は減少傾向にあるものの、予断は許さない状況です。HIV は感染を予防することが可能であり、感染した場合も治療法が進歩しています。しかし、エイズ及び HIV に対する正しい情報が社会に十分浸透せず、感染経路に対する誤解や長期療養に対する正しい認識がなされず、偏見や差別が十分に解消されていません。
- また、ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために患者・元患者やその家族に対する偏見と差別が未だに残っています。こうした偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要があります。
- 日本国内で令和 2 年に最初の感染者が確認され全国に広がった新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったため不安や恐怖などを起因として、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー侵害等様々な人権侵害が顕在化しました。このような事例を踏まえれば、特定の感染症に係わらず県民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動が行えるよう啓発を行う必要があります。

取組の方向

感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。

具体的な取組

- HIV感染症について、関係機関と連携し、会議や研修を行うとともに、正しい知識の普及と理解促進のためのイベントを実施します。〔健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕
- ハンセン病について、元患者等の社会復帰支援策を講じるとともに、差別、偏見の解消のため正しい知識の普及啓発を行います。〔健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症に関しても、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、関係課と連携し、タイムリーに正しい知識と理解促進について啓発します。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕
- 感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 疾病患者に対する差別待遇	0件 〔R元〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数〔広島法務局〕： 疾病患者に対する差別待遇	1件 〔R元〕 〔HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他疾病患者 1件〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(9) 刑を終えて出所した人

国では、平成 28 年度に「再犯防止推進法」が施行され、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯防止施策を推進することとされ、同法に基づく「再犯防止推進計画」が推進されています。

本県では、関連する県計画※に基づき、矯正施設退所者の地域定着を支援しているほか、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行ってきました。

- ※ この項において関連する県計画は以下のとおり
- ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）
 - ・広島県再犯防止推進計画（令和3～7年度）

現状・課題

- 内閣府の世論調査※（平成30年実施）によると、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人の割合は、53.5%で、前回（平成25年実施）の調査結果59.1%から減少しており、刑を終えて出所した人に関わることへの不安感・抵抗感は依然として根強い状況にあることから、刑を終えて出所した人に対する県民の関心を高め、理解の促進につながるような取組が必要です。

※ 出典：「再犯防止対策に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

- 再犯防止推進法に基づき、刑を終えて出所した人を含む犯罪・非行をした人の更生支援に係る県計画を策定し、市町への周知や地域における福祉の担い手に対する研修、市町計画における策定の働きかけなどにより、犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、社会の理解促進に取り組みます。〔環境県民局県民活動課〕
- 更生保護への理解を深める取組である「社会を明るくする運動」を関係機関、民間協力者と連携して推進することにより、県民に対し啓発を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、刑を終えて出所した人の置かれている状況や支援の必要性等についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、出所した人に対する理解を深めるための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む	2市 [R2]	20市町 [R7]	「広島県再犯防止推進計画」より

(10) 犯罪被害者等

国では、平成16年に犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定した「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、平成30年に「犯給法施行令」等が改正され、支給制限の緩和

や給付金額の増額等が図られました。

本県では、関連する県計画※に基づき、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益の保護など、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

・「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン（令和3～7年）

現状・課題

○ 犯罪被害者やその家族は、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、興味本位のうわさや心ない中傷などによる精神的被害やプライバシー侵害など二次的被害に苦しめられることもあります。

また、犯罪の態様によっては捜査機関に被害を届け出ない被害者が相当数存在するほか、支援機関である犯罪被害者等支援窓口を知らない人の割合は約4割という状況になっています。

犯罪被害者が置かれた状況に対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに被害の潜在化を防ぎ、必要な支援を受けることができるよう犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。

取組の方向

犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。

具体的な取組

（理解促進）

- 犯罪被害者等が置かれた状況に対する県民の理解を促進するとともに、相談窓口の認知度向上を図るため、犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等を市町や民間支援団体、関係機関と連携して実施します。〔環境県民局県民活動課〕
- 犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、行政や関係団体職員等に対し、基礎的知識や具体的な対応の習得を目的とした研修等を実施します。〔環境県民局県民活動課〕
- 犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援員等が幅広く活用できるよう県のホームページ上で発信します。〔環境県民局県民活動課〕
- 公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導、財政的支援を行います。〔警察本部警察安全相談課〕
- 「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成として、犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕

- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、犯罪被害者等の人権についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

（犯罪被害者等への支援）

- 捜査過程における二次的被害の防止・軽減を目的として、犯罪被害者等が受ける精神的、経済的、身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化及び国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策に関する研修を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕
- 「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、各種支援制度に関する情報提供や専門支援機関の紹介等を行います。

特に潜在化しやすい性被害については、専門の相談窓口「性被害ワンストップセンターひろしま」により、安心して相談でき、適切な支援を受けることができる旨の情報提供等を行います。〔環境県民局県民活動課〕

関連指標	現状	目標	備考
犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度	11.2% 〔R2〕	18.0%以上 〔R7〕	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」 より

(11) インターネットによる人権侵害

国では、平成14年に制定された「プロバイダ責任制限法」で、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できることが規定されました。あわせて、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について記載した「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」も決定されました。

個人情報の取扱いに関しては、平成15年に「個人情報保護法」が制定され、平成27年の改正により、個人情報を取り扱うすべての事業者に同法が平成29年5月から適用されることとなりました。

本県では、「広島県個人情報保護条例」により、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを規定するなど、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を行ってきました。

現状・課題

- スマートフォンなどの通信機器の機能向上や SNS の利用者の拡大などにより、インターネットを利用する機会が増加しています。こうした中、利用者側のモラルが求められていますが、インターネット上での個人等に対する誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載など、人権を侵害する事案は後を絶たない状況にあります。

インターネット利用にはルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することの大切さやインターネットによる人権侵害を受けた場合の対処法などについて啓発を行う必要があります。

取組の方向

インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。

具体的な取組

- SNS やインターネット掲示板への個人を誹謗中傷する書き込み等に関する県民からの相談に対して必要な助言を行います。また、不正に個人情報入手するウイルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕
- インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民に対して広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施します。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕
- 個人情報保護制度について、個人情報の適正な取扱いを促進するため、県ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供、県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応や県職員を対象とした個人情報保護制度についての研修会開催などを行います。〔総務局総務課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、インターネットによる人権侵害についての資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数	4,433 件 [R元]	—	「県警本部集計」より

(12) 国及び他団体と協力していく分野

○ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、平成 18 年には国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されました。

本県では、北朝鮮当局による拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を行ってきました。

現状・課題

- 現在においてもこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。拉致問題を早期に解決するため、拉致問題に関する幅広い国民世論の形成を行っていかねばなりません。

取組の方向

北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。

具体的な取組

- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から12月16日）を中心に、国・市町との共催による映画上映などの人権啓発イベントや国作成ポスターの掲示、県ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。〔地域政策局国際課、警察本部外事課〕
- 北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、県民を対象とした人権啓発のイベントにおいて資料展示やDVD上映などを実施するとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布等を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	〇件 〔R元〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数〔広島法務局〕： 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	〇件 〔R元〕	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html）

○ アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラ（神謡）などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

本県では、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行ってきました。

現状・課題

- 本県は、地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が十分あるとはいえない状況にあるため、人権啓発のイベントの場や人権啓発冊子配布等の機会を活用し、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。

取組の方向

先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。

具体的な取組

- アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指す国の方針を踏まえ、適宜関係団体と協力しながら、県民を対象とした人権啓発イベントでのアイヌの人々についてのDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： アイヌの人々に対する差別 待遇	0件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局]： アイヌの人々に対する差別 待遇	0件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

第 3 章

効果的な啓発の実施

1 プランの推進体制

広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 5 月 14 日決定）に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島県人権施策推進協議会^{※1}における人権啓発活動の企画・実施や情報共有、意見交換などを行うとともに、市町、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会^{※2}と連携・協力します。

※1 広島県人権施策推進協議会：庁内の部局及び行政委員会で構成された組織

※2 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会：広島法務局、広島県、広島市、広島県人権擁護委員連合会、社会福祉法人広島県社会福祉協議会及び社会福祉法人広島市社会福祉協議会で構成された組織

2 効果的な啓発方法

(1) 情報の共有と活用

広島県人権施策推進協議会等の場で共有した人権啓発の情報を元に、好事例を活用することで取組内容を充実させていきます。

また、県政世論調査などの統計データを活用し、県民の関心について「女性」と「子供」など関係性が強い課題同士や、関心が高い課題と比較的低い課題や新たな課題について、啓発の実施内容・時期・対象などの組み合わせを行うことで、効果的・効率的に理解を深めてもらうような取組を進めていきます。

(2) 人権課題全般の周知

県民が親しみをもって参加できる人権啓発のためのイベントの実施や、人権全般を対象とした冊子の作成、配付など、幅広く各種の人権課題を扱った啓発活動を実施することで、県民の人権課題全般に対する関心や理解の底上げを図るための啓発を行います。

3 人材育成

(1) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいても人権に関する研修を実施します。

市町職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者などに対しては、それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど各実施主体による取組に対して支援します。

また、研修の教材への活用など人権啓発を効果的に推進するため、先進的な人権啓発の取組を行っている国、都道府県、大学などの取組内容・手法に関して調査・研究を行います。

(2) 担当者育成のための研修等

人権啓発に当たっては、地域・職域に密着したきめ細かな活動や、人権啓発を推進していく担当者の育成が重要であるため、市町、民間企業などの事業所で人権啓発を担当する職員を対象に、必要な知識を習得するための研修会を実施し、その育成に努めます。

また、効果的な人権啓発を推進するため、人権に関する文献や資料等の整備・充実に努めるとともに、県のホームページなど様々な機会を活用して、人権啓発 DVD の貸出や冊子の紹介を行うなど、利用の促進を図ります。

4 多様な手法や時機を捉えた啓発

県民に対して、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、新聞・雑誌・テレビ・ラジオのマスメディアやホームページ、ソーシャルメディアなどを積極的に活用するとともに、地元のスポーツチームと連携した広報活動など、多様な手法による啓発を継続的に粘り強く実施します。

また、社会的情勢の大きな変化や新たに発生する課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して速やかに対応するなど、時機を捉えた啓発を行います。

5 フォローアップ及び見直し

本プランに基づく施策について、モニタリング指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検し、その結果をとりまとめ県ホームページ等において県民に公表します。併せて広島県人権施策推進協議会において、点検で判明した課題や取組実績等を共有し、課題の改善に向けた対応や好事例の活用など、本計画のフォローアップを行っていきます。

また、社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、新たな課題についても適切に対応する必要があることから、適宜、状況を踏まえながら、それぞれの取組に反映していきます。

東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 33 号

第 1 章 はじめに

(目的及び設置)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和 50 年東広島市条例第 34 号）第 3 条の規定に基づき、東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会（以下「審議」会としづ。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発推進基本計画の策定及び推進のための施策に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発推進基本計画の実施状況に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、人権教育及び人権啓発推進基本計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育に携わる者
- (3) 人権擁護に携わる者
- (4) 報道関係者
- (5) 企業内での人権教育及び人権啓発に携わる者
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部人権男女共同参画課において処理する。

（一部改正〔平成28年規則第28号〕）

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に聞かれる審議会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人権はSDGsの基本理念です。

「誰一人取り残さない」

この言葉に象徴されるように、**SDGsのゴール（目標）**はどれも『人が生きること』と関連しており、人権尊重の考えがベースになっています。



SDGsは、2030 年に向けて世界が合意した『持続可能な開発目標』です。